

に就ては故榎原陳政氏の報告最も要領を得たるを以て、其一部を抄録せん。

行棧は生産者と仕入商の間又は賣方買方兩商人間に介立して、双方を聯絡し貨物を取引せしめ手数料を取るを業とするものにして、我邦の所謂仲買商なり。行棧は双方の信用を得るにあらざれば、手廣く營業を爲す能はざるを以て、深切に周旋し賣買を成立せしむ。賣方は販賣貨物を行棧に持行き、貨物若し即時に販賣せられざるときは、行棧に賣却を委託して前金を借ことあり。又常に人を派して行棧内に宿泊し賣口井に相場を視察せしむるもあり、又買入商も特に買入の爲め、常に人を派して行棧内に宿泊せしむる者あり。或は時期を定めて人を派し行棧に至りて買入を爲さしめ、或は行棧に託して買入を爲す者ありて、行棧中には賣方買方多人數宿泊し、行棧は

一大旅館たる觀あり。而して賣買者は双方とも行棧を信じて取引を爲すものなるを以て、賣買双方とも甚だ圓滑に終了す。又行棧は貨物を預ること多きを以て多數の倉庫を所有するのみならず、貨物交付の時は借庫を周旋す。又荷造り及び貨物の運搬を周旋し、貨物の荷造りを要するか、或は荷造りの更改を要するものは之を周旋し、其運搬に至りては自家備付の車輛を以てするか若くは定約の荷車ありて運搬に便にす。又行棧は各地の商況を視察し、取引商間の需要供給を圓滑ならしめんとことに努む。即ち行棧の主要なる業務は(一)賣買双方の周旋を爲す(二)貨物の委託販賣を爲す(三)貨物の依頼買入を爲す(四)賣方の貨物に對し前貸を爲す(五)買方に代り期日に其代價の支拂を爲す(六)貨物の庫入運搬等を周旋する等なり。

行棧は一人にて開設するもの少く、多くは三四名乃至五六名合資して開設し、資本家の内商務に熟達するものを主人と爲し店務を處理せしむるか、或は商務に練達せる者を聘して支配人と爲し一切を委託す。行棧の資本は大なるものは十萬圓以上四五十萬圓に及ぶものあれど、小なるものは數千圓に止まるものあり。是營業の性質たる主人若くは支配人の技倆と信用とに依て營業し、資本は第二の要素たればなり。

字號商は大抵二三名乃至五六名の合資に成るもの多しとす、字號商は屋號を以て信用を博するものにして、資本は大抵富裕なり。小なるものと雖も一二萬圓、其大なるものは數十萬圓、數百萬圓に上るもの珍らしからず。

零賣商は即ち小賣商にして、店舗の大なるものを莊と曰ふ。又坊と

稱するものあり、多くは製造を兼ねる者を謂ふが如し。

第二十七章 滿洲向の我商品（製造販賣上の注意）

從來我商工業者が、販賣地の風土氣候を初として風俗、人情及び嗜好を明に辨へず、之に適切ならざる物品を無暗に賣込まんとするは、常に見聞する所にして、是等のことたる當に信用を失墜し、歐米の競争品に制せられ、或は彼國人の嫌忌を招き、終に販路を閉塞し、又は之を杜絶するに至り、其害の及ぶ所實に測るべからざるを以て、左に滿洲向我商品の缺點を指摘し、以て改善の資に供せんとす。

▲莫大小製品 本品は清人の需用に適するのみならず、滿洲在住の歐米其他の諸外國人の需用にも適す。莫大小製品類は地質編製の方法に於ては特記すべき缺點少なしと雖も、裁縫、仕立、染色等に於

ては缺點甚だ多し。肌衣股引類の仕立方は縫綴粗雑なるが故に縫目は綻び易く、又釦鈕の穴かゝり粗雑なるに依り、釦鈕の掛け離し數回に及べば直に穴は擴がりて最早釦鈕を留るの効を失ひ、甚しきは釦鈕離脱するもの多し。又俗にゴムと稱する肌衣の袖先、股引の下端は早く緊縮を失ふ故大に注意せざるべからず。加之清人及び歐米人の躰軀は平均して我國民よりも大なるを以て、能く寸法に注意すべし。又漂白不完全のもの多く白色純清ならず、又染料不完全の爲め、直に褪色す。莫大小製品中清人の需要に適するものは、肌衣及び股引を第一とす。靴足袋は清國に襪なるものありて、清國風の靴を穿つには襪を以て適當とす。手袋に至りては、清國人は衣服の袖を長く仕立て、手掌を袖中に入れて、温を保つが故に之を使用すること少なし。

▲釦鈕 金屬製と貝製あり。金屬製には金色と銀色あり。我邦製は少しも新意匠を加へざるに反し、獨逸製は釦鈕の表面に種々の渤藥を施し、玻璃製の偽寶石を箱め、摸様を種々に更改するを以て、我製品に比し價格高きも、販路は我に優る。貝製の販路は相應に廣大なるも、往々縁邊鋭尖のものあり、宜しく縁邊を研ぎ去り其厚薄を一定すべし。

▲洋服 主として下等品若くは古品なり。之は旅順、青泥窪、牛莊、哈爾濱等に在留する歐米労働者の需要に充つ。

▲靴類 是在清本邦人のみならず、歐米人も需要し將來多望の品なるを以て、歐米人向は能く足形の寸法に留意すべし。

▲帽子 是清人の需用にあらず、歐米居留人の需用なり、從來幾分の烏打帽ありしも、専ら麥稈帽を良とし、販路は中流以下の西洋人

なり。

▲綿フラネル 滿洲向は厚地にして毛足長きもの良し。米國製のスウアンダウンと稱して、毛足長く地合厚く、殆んど紋巴に類せる綿フラネル賣行良好なり。品質良好にして持久に耐へ價格亦之に適ふものを宜とす。

▲綿縮 は多く南清に販賣せられ、滿洲に少なし。多く襯衣に仕立つ。

▲白木綿 は青藍を以て染めて、衣服に用ゆるものにして需用多し。滿洲の如き未開の地は、外觀美ならざる強太なるものを嗜好す。恰かも往昔の三河木綿或は河内木綿の如き地木のものを良とす。

▲瓦斯系織 は一時非常に流行し、所謂洒落者が衣服或は下股引に用ひたりしが、染色粗悪の爲め痛く信用を失へり。

▲綿フロンケット 滿洲の如き寒氣強き地に能く賣行く。本品は寢床に布き旅行の時膝掛或は坐床として使用するものなれば、染色離脱して皮膚及び衣服を汚染し、褪色して醜態を顯はす如き品は其用を爲さず。

▲浴巾 清國人は沐浴を爲ざる代り、浴巾を熱湯にて絞り、若くは蒸して時々刻々來客に與へて、面部及び手掌を拭淨せしむるを以て、本品の需要廣し。其兩端に織出すべき模様等に注意し、清人の嗜好に適する圖案を研究すべし。

▲金巾、粗布、天竺布、雲齋布 我製品は糸質及び組織に於ては稍印度製に競争し得べきも、英米製とは競争し得られず。今日迄多額に輸出し得らるゝは價格低廉なるに依る。

▲綿糸 は滿洲内地に於ける手織綿布の原料となるものなれば、滿

洲の如き氣候寒烈の地に送るものと、南清の如き暖地に送るものは、能く精粗厚薄の差違に注意すべし。

▲絹布類 現今本邦より輸出する平織、紋織、綾織、羽二重等は、清國の嗜好を研究して特に織成せるものにあらずして、歐米輸出向を其儘に用ひたるものなれば、今後は能く色合、紋様、其形状の大小等を精査すべし。又リボンも男女の衣服裝飾品として使用多大なり。是亦色合、模様等に注意すべし、支那婦人が用ゆる衣服、身邊裝飾品の如きは、其美を盡すこと到底我婦女子の及ぶ所に非ず。

▲煙草類 本邦製紙捲煙草は可なり需用あり。其品質を選ぶと共に名稱商標等に注意すべく。彼の村井製のピーコックが好況なりしは品質の外、商標の孔雀が彼地人の嗜好に適合せしなり。

▲燐寸 我燐寸の需要は甚だ大なり。製造上注意すべきは品質の不

變を確守すると同時に、一箱内に納るべき員數を一定すべし。之れ下等社會に在りては、容易に一箱の燐寸を購買せず、大概は空箱を小賣商の店頭に掲へ來りて二十本若くは三十本を購ふ風あり。故に一箱に入れたる燐寸の數に不同あれば、小賣商は之が爲め損失を來たすことあり。

▲洋傘 一の需要は専ら中流以下の社會にあり、然し何國にても中等社會及び下等社會は其人類大なるを以て從て需要多きは勿論なり。

製品は絹張等の上品よりは木綿張の如き普通品を良とし、又外觀の美を裝ふよりも、堅牢にして經濟に利益ある品を以てすべし。

▲玻璃鏡 婦人は殊に鏡を愛玩すること深きを以て、鏡を木匡に拵め、或は金屬製の縁を附し、或は把手を作り、或は鏡面に繪畫を描きたるもの甚だ賣行き良し。木匡を拵め、或は抽斗を備へたる箱に

装置したるものは、滿洲の如き空氣乾燥の地は、木材の皸裂、或は撓着、或は收縮して膠の離脱等を招き易きを以て注意すべし。

▲石鹼 需要の多きは赤色、桃色、橙赤色を第一とし白色、青色、黒色之に次ぐ。本邦の品は堅固ならざる故、温湯のみならず冷水に遇ふも解け柔らぎて無益に消耗する患あり。清人は香氣高きを貴み又其品の全塊を使用し終る迄香氣を保つを好む。清國製の肥皂の如きは一塊を二三分して二三人に分ちて使用するが如く、現今好評ある石鹼は縦横に截切線を附して十二個に分ち得るやう製造し、需用者は一個を購ふて十二人に分ち得るなり。又洗濯石鹼も漸次使用する者増加の傾きあり。

▲鰵 は風土の乾濕、氣候の寒暖等外氣の爲に侵害せられ易き品なれば、滿洲の如き空氣非常に乾燥する地に販賣するには、各適當の

修理法及び包装法を研究せざれば、例へ鰵の品質を改善するも、其勞は之が爲め瓦餅に踏することあり。

▲海參 は清國にて四大海味の一として食膳に供す、其調理の方法數多ありて、正式の膳部には缺くべからざるものとす。併し其嗜好は土地に依り異り、滿洲地方は赤色なる下等品を好むが如し。又一般に肉厚くして鹽氣薄く、色澤の美なるを好む。商品としては、品質整同、乾燥完全にして尾端を開き腹部を割かざるものを以て買客の喜ぶ所とす。

▲寒天 は我邦の特有産物にして、清國向には角寒天を良とす。清人は之を調理して食膳に供し、又清人の最珍味とする燕窩の偽造品を製するに用ゆ

▲鱈 是は貴重缺くべからざる食物と爲し、料理献立に本品なければ

ば、完全丁寧なる料理と云はざるが如し。清人は概してアヲ、チツミ、ヨシキリ、ネコと稱する鰻の鱠なる仰謂白翅を珍重すと雖も、製法の精粗によりて品位を害し、従ふて嗜好を失ひ價格に干係を生ずるものなれば、宜しく意を用ふべし。例へば尾鰻の中部に存する椎骨は能く之を除却し、又鰻根は贅肉の附着するが如きは之を嫌ひ、貯藏の爲に鹹水或は防腐劑を用ゆる如きは大に厭忌する所なり。

▲乾蝦の需用は甚だ廣く、都鄙を論せず、上下を分たず、貧富の別なく、日常の食膳に之を用ふること多し。其最も嗜好せるは皮剝及び頭尾附の二種とす。而して皮剝のものは除殻完全にして形狀灣曲し、色澤美にして鹽分強からざるを宜とす。故に皮剝の際、除殻を嚴にし煮烹に注意して形狀を灣曲せしめ、散鹽法を施すに於て鹽分を少なくし、且つ色澤を紅黄鮮麗に爲し、蝦肉を能く緊縮せしむ

るに意を用ふべし。

▲他は海味珍羞として一般に嗜好するものにして、商業止明鮑及び灰鮑の二種に分つ。明鮑は専ら長江沿岸を始め滿洲に販路あり。灰鮑は主として南清各地に需川者あり。

▲麥酒は清國に居住する日本人及び歐米人の費消に屬するものにして、清人の嗜好するは最も少なし。而して本品には獨逸製品の動敵あり。

▲礦水は主として平野水、炭酸水なるが、其需要者は麥酒と同一なり。

▲日本酒及び醬油之は専ら滿洲に在留する日本人の需用するものにして、清人の費消品にあらず。

▲金屬製品殊に銅製品、鐵製品、白銅器には清人の嗜好を研究し

て製作すれば、販路擴大すべき見込あるもの多し。其種類を按ずれば、銅、真鍮、白銅、青銅器に於ては、手爐、脚爐、阿片烟管の頭部、阿片容器、鑷、銅鍍の類また鐵製品に於ては、庖刀、鋏、剃刀、小刀、大工道具、農具、工匠具に屬する利器を初として、鐵板打貫の洗面鉢、鍋、水瓶、及び各種の庖厨具、室内容器類なり。成るべく清國製の形狀に擬し、其効用に於て彼に優り或は廉價なる品質に於て彼の製品に劣らざるやう心懸くべし。

▲印刷料紙 本邦より輸出する西洋紙模造たる印刷料紙は、新聞級又は雜誌用のものにて、俗にザラ紙と稱するもの及び連史紙に擬して製したるものなり。現今販路あるは連史紙六分、ザラ紙其他の西洋紙四分の割合なり。其理由は清人は未だ兩面活字摺西洋風の書冊を好まず、片面摺折疊の清國風書籍を愛す。之を以てザラ紙の類は

多く廣告用紙又は包紙として使用せられ、連史紙は廣く書冊及び新聞紙杯の印刷用に使用さるゝのみならず、絹の反物を包み、北清地方にては窓張紙として使用され、前途尙ほ其需要増加の見込あり。

▲東洋紙 は廣形紙又は山三紙と稱し、楮皮を用ひて製造す。本邦は楮、三極、雁皮の如き強力ある固有の好抄紙材料を有する故に、半紙美濃紙の如きも、其一枚の大きさ及び一俵の紙數等を悉く清國の於潜紙に倣ひ輸出すれば、於潜紙の代用として、滿洲を初とし、清國全體の窓張紙、爆竹用紙杯として需用大なるべし。

▲壁紙 は色相模様等清人の嗜好を探究して製造すれば、又望みある商品なり。

▲玻璃製品 は水呑、コップ、壺、砂糖入其他の家什器具とす。廣口壺の如きは菓子舗の菓子入或は砂糖入として需用多し。又清國に

ては、婦人の頭髪飾品、腕環、耳環、指環、胸部其他衣服を初として、身邊の裝飾品には煌々燦然たるものを好み、又小箱其他の裝飾品玩弄品を初として、輻、燈籠等總て裝飾の用に供するものは、皆煌然として輝くを好む。故に歐洲より輸入する偽室珠例へば金剛石、ルビー、サファイア、水晶の類、假製金珠、假製銀珠、偽真珠の如きもの販路多大なり。之を以て我邦の玻璃製造品も之に注意して賣出せば、前途好望なるべし。

▲洋燈 は専ら釣ラムプ、臺ラムプ、手ラムプの三種にして油盞は白色、紅色、藍色の玻璃を以て製し、形狀數多あり。

▲火舎 には竹火舎及び挿火舎の二種あり、滿洲向は挿火舎を主とす。

▲陶磁器 は清人普通の食器なり、清人は漆器を食卓に使用せず。

故に井、小皿、飯碗、茶碗、盆等の食卓用の陶磁器は清人の専らに使用する所なり。本品製造上に關し注意すべきは、第一磁質を堅牢にするることなり。何となれば清人は室内に木床を設けずして、瓦磚又は石を敷きて住居するの慣習あり、假令木床を設くるも我國の疊の如き柔き敷物を用ふるなし。故に誤て床上に食器を落せば、磁質堅牢ならざれば直に破壊する虞あり。等二に清人は煮烹熟したる食物を愛するが故に、食器の磁質脆弱なる時は、忽ち罅線を生じ又は破損す。之れ磁質の堅固ならざるべからざる所以なり。

▲齒磨粉、弗々賣行く傾向あり、宜しく紙袋、桐箱には裝飾なき玻璃瓶を廢して、種々の裝飾ある容器と爲し、空器となるの後、之を裝飾器とし、若くは玩弄品となすべきものに改むべし。

▲扇子類 男子に缺くからざる提携品にして、其需用多し。團扇は

夏季日光に曝して之を覆ふに用ゆ。然れども清國に於ける、扇子團扇の工は、我國よりも進歩し、且つ低價なるにより、大に技術の改進を計るにあらざれば、前途餘り見込みなからん。

第二十八章 商標名稱の選擇(商品賣捌上の要訣)

世界何れの國に於ても、國民に迷信の念なき者はなし、唯其厚薄に於て差あるのみ又習慣に由りて事物を厭忌するものと、好尚するもの、二種ある故に、貨物の商標、其他裝飾に於ては、能く需用地の事情を探究するを要す。殊に滿洲の如き、人文未だ開けざる地方に於ては、迷信、厭忌最も甚しきに依り、厚く意を用ゆること肝要なり。事物の厭忌には、世界に共通なるものありと雖も、又迷信と慣習の

二因に依りて一見不可思議なるものあり。例へば我國にては、龜は萬年の長壽を保つとて、吉神を表するものとするも、彼地に在りては、五常五識を辨へざる忘人として之を嫌ひ、且つ龜と鬼とは、同音なるに由り之を忌むこと甚し。色澤も大に注意せざるべからず。例へば清國にては、白色を以て喪標とし、慶事吉事には、赤色を用ふるがゆゑに、白地の商標は、清國輸出品には不適當のものとなるなり。今之れに關し芝罘駐在帝國領事の調査報告せる所を左に掲げん。

一、商標に用ふべき文字圖畫

福壽喜等の類(文字)

神仙麒麟鳳凰金雞獅子龍虎鶴鹿燕桂梅桃梨芍藥牡丹杏李等の類(圖畫)

一、商號に用ふべき文字

順、泰、恒、茂、正、祥、公、萬、盛、謙、益、豐、裕、成、泉、寶、通、廣、德、厚、瑞、中、和、文、信、榮、源、
增、復、來、永、怡、美、慶、興、聚、昇、大、有、双、鴻、阜、長、仁、壽、福、發、達、允、吉、昌、天、乾、義、
洪等の類

古文字は二字若くは三字を連ね其下に號、記、堂、棧、店、行、莊、樓、局、館
等の文字を加へて商號と爲すを常とす、例へは恒茂號、謙益
豐棧等の如し又上記の文字一字を取り之に記の一字を加へて
商號と爲するとあり、例へば信記、昌記等の如し。

一、現今本邦及び諸外國よりの輸入品に附着する商號にして支那人の好尚に適し居るもの、例を擧ぐれば大略左の如し。

金鷄、藍魚、鹿、甲、金鹿、双鹿、藍龍、虎、獅子、雀、梅、跑馬、馬、箭、花、蝶、伏龍、四鳳、
飛燕、八蝶、黃人魚、牡丹花、美人、琴鶴、孔雀、龍鳳圖、月宮圖、三仙樂、金龍、

讀書樂、田家樂、仙童執梅、仙女錦花、八仙飲、小金魚、財神叩門、父子登
朝、天姬、金鐘、伏元騎馬、鯉魚跳門、小老虎、双鶴桃、藍犬、老鬼頭、熊頭等
の類

但し以上の商號中には、老鬼頭、藍犬等の如く、支那人の好
尚に適せざるものなきに非すと雖も、是等は其價格に比し品
質割合に優等なるが爲め、已に多年間支那人の需要を充たし、
深く彼等の信用を博し、今日に至りては人皆其品質の佳なる
を知りて、商標の如何に留意せざるに至りたるが爲めにして、
此等の物品が當初未だ支那人間に好評を博せざりし際に當り、
格別支那人の好尚に適せざる商標に依りて販路を求めたる其
困難や、亦尠少ならざりしを知るべきなり。

支那人の嫌惡すべしと思はるゝ文字圖書は大抵左の如し

龜、鼈、熊、犬、豕、鬼、鳥、鴨、鼠、蝦、蟹、蛇、兎、鱉、鵝、鵪、鶩等の類

又漢口領事の報告は左の如し

一、支那人の好む文字

福壽、貴慶、吉利、寶豐、盛順、茂昌、大宏、隆和、泰義、協合等の類

一、支那人の好む圖畫

人物 七福神、天神、神佛の類

鳥類 鳳凰、鶴、孔雀、鸚鵡、鵲、鷹等の類

獸類 龍、麒麟、獅子、象、虎、豹、鹿、蝙蝠等の類

蟲類 蝴蝶、蟬、蜻蜓、蜂等の類

花卉 松、竹、梅、菊、蘭、牡丹、丹桂等の類

元來支那人は文字を敬ふべき教育を受けたるものなれば、文字を記し或は印刷したる紙片は、例へ紙屑と雖も、粗略にせざる習慣あり。

故に商標其他の附屬物にして、往來に投棄し又は棄てられ易き品には、成るべく文字の印刷を避けて、圖畫模樣を以てする方針を取るべし。

第二十九章 商品見本の携帶（實業視察上の捷徑）

清國はまだ統計其他諸種の調査に要する機關なし、殊に滿洲の如き地に於て甚し。會々組合の如きもありて、諮問に答ふるものありとするも、商標杯に至りては、秘密を守り一切之を説明せず。加之ならず、清國は到る所、通貨に差違あり、相場に高低あり、尺度に差あり、秤量斗量に變化あるを以て、何種の調査も甚だ困難なり。清國の商工業を視察する者は、如何に炯眼明敏の資を備ふるも是が爲め、歐米に比すれば一倍の困難あるを以て、餘程達識あり、經驗あり

り、觀察力あり、判斷力ある人に非ざれば、満足なる結果を收むること難し。

如上の困難を排除する一策として、商工業の視察に赴かんとする者は、宜しく適切なる商品見本を携へて渡航し、商品の試賣を兼ね、事情を視察すべし。是れ視察の結果を空ふせざるものにして、滿洲の事情を探究するの捷徑なり。

第三十章 在牛莊帝國領事館

(滿洲在留本邦人の保護者)

領事は外國に駐在して、専ら帝國臣民の貿易、交通、航海の利益を保護獎勵し、併せて其地在留本邦人の保護取締りを爲す官吏なれば、本邦人の海外に在るものと、其地駐在の帝國領事とは、居常甚だ密

接の關係あるものなり。北清に在る帝國領事館は、天津、芝罘、牛莊の三個所なり。而して滿洲一圓を管轄するものを牛莊領事館とす。領事の取扱ふ諸般の事務は領事規則なる法令に依て定まれるが、其重なる事務は人事、警察、船舶及び裁判に關する四項とす。(一)領事は在留臣民の名簿を備置き居住、婚姻、出生、死亡を登録す又之に關し證明書を附與す、救助を要する者は一時の救助を爲し、若くは之を本邦に送還し、死亡者の遺留財産の保護を要するときは之を保管す (二) 領事は駐在國の法律規則及び慣例に矛盾せざる限りは、日本臣民及び日本船舶の取締を爲し、職務上必要あるときは軍艦の補助を要求す (三) 領事は帝國海軍艦船及び乗組員を補助し、災厄に遭遇せる日本船舶に對し必要の救助を爲し、船難報告及び船難證書を附與す。其他船長の疾病、死亡、海員脱走等の事故ある時は、

船舶の爲に必要な手續きを爲すことあり。又領事は日本船舶の出
入港の届出を爲さしめ、其國旗を監視し、其掲揚を認可し、海員の
雇入雇止契約、船舶の賣却、抵當を公認す。又(四)領事は日本臣
民相互の間、若くは日本臣民と外國人との間に、生じたる民事上の
争論に關し、勸解の依頼を受けたる時は、之を勸解することあり。
其他條約若くは慣例に従ひ、領事裁判權を行ふ邦國に駐在する領事
は、裁判權を行ふものとす。

在留本邦人にして、領事の手數を煩はす時には、一定の手數料及び
出張入費を納付せざるべからず。其規程は、明治三十三年八月外務
省令を以て公布されたり。即ち左の如し

領事の徴收する手數料及び出張費用に關する規定

第一條 領事館の徴收する手數料及び出張費用は法令に特別の明

文ある場合の外本令の定むる所に依る

第二條 領事館は左の手數料を徴收す

一 領事館職務規則第六條に依る財産には遺産の保護管理金五
十錢

財産價格百分の一として最多額を五十圓とす但し錢に満た
ざる端數の金額は之を徴收せず

二 領事館職務規則第七條に依る名簿又は其他の文書の閱覽金
五十錢乃至金壹圓

三 名簿には其他の文書の認證したる謄本又は抄本の交附金五
圓

四 民法及び戸籍法の規定に依る身分に關す届書又は航海日誌
謄本受理の證明書の交付 金五拾錢

- 五 遺言の取扱 金貳圓
- 六 在留證明 金壹圓
- 七 船舶積量の測度又は改測の取扱 金參圓
- 八 假船舶國籍證書の交付 金參圓
- 九 船舶進水の證明 金參圓
- 十 船舶の入港及び出港の取扱
 - 二十噸又は二百石以上の船舶に付 金五拾錢
 - 百噸又は千石以上の船舶に付 金壹圓
 - 二百噸以上の船舶に付 金壹圓五拾錢
 - 五百噸以上の船舶に付 金貳圓五拾錢
 - 千噸以上の船舶に付 金四圓
- 十一 船舶發着の證明

- 千噸未満の船舶に付 金壹圓五拾錢
- 千噸以上の船舶に付 金參圓
- 十二 船舶健全證書の交付 金參圓
- 十三 航海獎勵法施行細則第四十七條に依る公認 金參圓
- 十四 航海獎勵法施行細則第二十九條に依る船舶職員補缺の公認 金壹圓五拾錢
- 十五 旅券の交付 金貳圓
- 十六 旅券の査證 金壹圓
- 十七 日本品外國輸入證明の取扱 金壹圓
- 十八 人民の申請に依る諸種の證明、公認、又は登録 金五拾錢乃至六圓
- 十九 仲裁又は和解の取扱 金貳圓乃至參拾圓

第三條 特に費用を要する事項に關しては申請者をして手数料の外其實費を負擔せしむ

第四條 第二條第一號に定めたる手数料は財産價格二百圓に充たざるときは之を免除す

第五條 第二條第四號及び第六號に定めたる手数料は申請者無資力なるときは之を免除することを得

第六條 領事館の取扱ふ事項にして第二條に掲げざるものに關して領事館は其地の慣例を參酌し外務大臣の認可を経て二十圓以内の手数料を徵收することを得

第七條 人民の申請に依り領事館所在地外に出張して事務の取扱を爲すことを要するときは出張費用を徵收す

出張費用は最初一時間二圓とし一時間を加ふる毎に一圓を加

ふ又毎一日八圓とす但し一時間未滿は一時間として計算し六時間以上は一日として計算す

第八條 領事館の徵收する手数料及び出張費用は外國の貨幣を以て納めしむることを得其換算相場は大藏大臣の定むる所に依る

第九條 領事館の徵收する手数料及び出張費用は外務大臣の特に指定する地に於ては收入印紙を以て納付せしむることを得

第十條 本令は貿易事務官の徵收する手数料及び出張費用に之を準用す

附 則

第十一條 本令は領事館職務規則施行の日より施行す

第三十一章 税關と税目(改定の新税率)

滿洲と商業取引を爲す者は勿論、假令一時の漫遊者と雖も、苟も足
を彼地に入るものは、所持品に夫々課税せらるべきものあるを以て、
税關の組織及び税目を知悉すること必要なり。

清國には關稅徵收の機關に三種あり。洋關、舊關、釐金局是なり。
洋關は又新關と稱し、彙に各國領事が自國商人の輸出入する貨物に、
若干の金額を課し、清國政府に納付したる關稅にして、之を洋關と
稱するに至りしは、千八百五十一及び四年の兩度、各國と協議の結
果、外國人を聘用することとなりたるに始まる。舊關は從來より清
國に設けられたるものにして、新關に對する稱呼なり。現今洋關設
置の開港場には、舊關も必ず設けられるれど、汽船にて出入の貨物は
悉く洋關の管轄なるが故に、舊關は之に對し徵稅の權なく、只支那
形船舶にて來る貨物のみを司る。釐金局は内地の各都邑に設けある

ものにして、其處を通過する貨物は、幾度にも徵稅せらる。洋關
は現在十八關あり、其管轄區域は左の如し

關名	管轄區域
北海關	東京國境より濶州海島に至る
瓊海關(瓊洲)	濶州海島より海陵島に至る
粵海關(廣東)	海陵島より大鵬角に至る
潮海關(汕頭)	大鵬角より東澎島に至る
厦門關	東澎島より泉州江に至る
閩海關(福州)	泉州江より南鎮灣に至る
閩海關(温州)	南鎮灣より河口に至る
浙海關(寧波)	河口より杭州灣に至る
江南海關(上海)	杭州灣より黄河舊口に至る

東海關(芝罘)

黃河舊口より大清河に至る

津海關(天津)

大清河より山海關に至る

牛莊關

山海關より大連灣に至る

鎮江關

狼山道より南京に至る

蕪湖關

南京より安慶に至る

九江關

安慶より半壁山に至る

江漢關(漢口)

半壁山より岳州に至る

宜昌關

岳州より間峽に至る

重慶關

間峽より重慶に至る

税關事務を執る外國人は、一千人に上り、英國人を以て其總理と爲す。新法即ち洋關の系統に屬する關稅の種類は明白なれども、舊法即ち清國在來の關稅に屬するものは、復雜にして、且つ往々稅率に

曖昧のものあるは、世人の均しく知る所なり。而して洋關に於て徵收する稅種は、(一) 輸出稅 (二) 輸入稅 (三) 沿岸貿易稅 (四) 噸稅 (五) 通過稅即ち清人の所謂チロ半稅 (六) 鴉片釐金稅の六種類に區分せられあり。

▲輸出稅 南京條約に依り、大體從價の五分を標準として稅率を定めたり。其後天津條約に依り多少稅率に変更あり、又北清事變後の媾和議定書に依り、從量稅に改定せるものも多し。

▲沿岸貿易稅 清國沿岸の或港より、他の一港に輸送する貨物に對して、課稅せらるゝものにして、稅率は有稅品なれば本稅の二分の一、又無稅品なれば、從價の二分半を貨物輸入地の稅關に納むるものなり。

▲通過稅 清國にてはチロ半稅と稱し舊關及び釐金局の課稅を免

がる爲め輸入税の二分一、無税品なれば従價の二分半に當る所謂
抵代税を納付し内地に於ける一切の通過税を免除せらるゝものな
り。

▲噸税 船舶により二種とす百五十噸以上の商船は一噸に清銀四
錢即ち我約四十四錢を又百五十噸及び夫れ以下は一噸に付き十一
錢の税を納む但其船舶にして積荷に異動なく四十八時以内に出港
すれば免稅せられ又一度納付したる船舶は向ふ四ヶ月間何れの港
に入るも免稅せらる

清國の現行税目を擧ぐれば左の如し

(備考) 括弧内の名稱は清名なり

第一類 海産物

石花菜(海菜石花菜)

每擔 〇・三〇〇

鮑(鮑魚)

同 一・五〇〇

海參(海參)

白 黒

同 一・六〇〇
同 〇・七〇〇

乾揚卷貝(煙乾)

同 〇・五五〇

淺蜆貝(蚶子)

乾したるもの
新鮮のもの

同 〇・五〇〇
同 〇・〇五〇

乾貝柱(干貝)

同 二・〇〇〇

蟹肉(蟹肉乾)

同 〇・六〇〇

鰻(魷魚又は墨魚)

同 〇・六六七

鱈(魚翅)

白 黒

外皮を剥ぎたるもの

同 四・六〇〇
同 一・六〇八
同 六・〇〇〇

淡菜(淡菜)

同

〇・四〇〇

乾蝦(蝦乾)

大形のもの
小形のもの

同

一・〇〇〇

同

〇・六三〇

長昆布(海菜)

同

〇・一〇〇

海草 刻昆布(碎海菜)

同

〇・一五〇

海苔(淨海菜)

同

一・〇〇〇

乾魚及燻魚(柴魚)

同

〇・三二五

鹹魚(鹹魚)

同

〇・一六〇

鮮魚(鮮魚)

同

〇・一三七

△此外的海産物は従價四分税を課せらるべし

第二類 飲食物

乾菓類

乾葡萄、栗、乾龍眼、肉龍眼、蓮實、瓜核、松實は每一担〇
兩一八〇より一兩までを課せられ其他は従價五分税

木茸(木茸)

每一擔

一・七一五

乾茸類 白木茸(白木茸)

每一斤

〇・二五〇

椎茸(香菌)

每一擔

一・八〇〇

鑛泉、沸騰水(泉水、汽水)

大瓶一打
小瓶二打

〇・〇五〇

穀粉澱粉及同製品

素麵及溫飽類は每一擔〇兩三二五、米粉及各種の麥粉蕎麥粉
黍粉其他の穀粉は無税、其他は従家五分税

乳汁製品

乳油(奶油)
乳膏(乾乳奶)

每一擔
一封度入罐四
打入每一箱

二・〇〇〇
〇・二五〇

エヴァポレーラッドクリムは一パイン入毎四打〇兩二三〇又

一クオルト入毎二打〇兩二六〇又其他は從價五分

魚膠(魚膠) 每一擔 四・〇〇〇

寒天(洋菜) 同 一・七五〇

筋類 牛筋 同 〇・五〇〇

鹿筋 同 一・〇五〇

此他のものは從價五分

罐詰類

菓物類は從價五分、魚類同上、肉類は從價五分の外從量税も

あり

鹹牛肉(鹹牛肉) 每一擔 〇・三七五

肉類 乾鹹肉(乾鮮肉) 同 〇・四七五

乾腸詰(臘腸) 同 〇・八〇八

其他は從價五分税

菓物類

ジャム及ゼリーは一封度入のもの每一打〇兩〇六〇其他は毎

一擔〇兩六五〇

野菜類(罐、瓶、壺入) 每一擔 〇・五二五

赤砂糖(赤糖)和蘭標本十番以下 每一擔 〇・一九〇

砂糖 白砂糖、精製糖、角砂糖(白糖) 同 〇・二四〇

糖同上十一番以上 同 〇・三〇〇

氷砂糖(冰糖)

從價税五分

茶

珈琲類

コーヒ一每一擔一兩、コーコー同三兩六〇〇、チヨロント

每一封度〇兩〇一二

烟草類

葉烟草は每一擔〇兩八〇〇、紙卷烟草は上等千本〇兩五〇〇、
下等同〇兩〇九〇、葉捲烟草は同〇兩五〇〇、製造烟草は從
價稅五分のものと每一擔〇兩九五〇のものとあり

酒類

麥酒は(甲)瓶詰大瓶每一打又は小瓶每二打〇兩〇八五、(乙)
樽入每一英瓦〇兩〇二〇、清酒は(甲)〇兩一一〇樽入每一
擔〇兩四〇〇、ベルモットーリートル入瓶一打〇兩二五〇、
葡萄酒は(甲)のもの〇兩三〇〇及〇兩五〇〇(乙)のもの
〇兩〇一五〇其他の蒸留酒は(甲)〇兩二〇〇(乙)〇兩〇
九〇リキリニールは從價五分

醬油(醬油)

每一擔 〇・二五〇

第三類 製藥及び藥材類

硼砂(硼砂)

粗製每一擔〇兩六一〇精製一兩四六〇

樟腦(樟腦)

一・六五〇

格魯兒石灰(漂白粉)

每一擔 〇・三〇〇

莫兒比涅(莫啡雅)

每ヲンス 三・〇〇〇

曹達類

每一擔 〇・一三〇乃至〇・二三五

硫黃(硫磺)

每一擔粗製は〇兩一五〇精製は〇兩二五〇本品は輸入禁制品
なるを以て輸入せんとするには清國政府の許可を要す

人參

每一斤 〇・〇七二乃至一・一〇〇

硫酸(磺強水)

每一擔 〇・二八七

五倍子(五倍子)

同 ○・八七〇

姜黃(薑黃)

同 ○・一八五

黃皮(黃拍)

藥用
染料

同 ○・八〇〇
總價 五分

大茴香(八角)

上等品
下等品

每一擔 一・〇〇〇
同 ○・四四〇

化學的肥料、桑皮、鹽酸、硝酸、及賣藥等 從價五分

第四類 農產物

穀物(雜糧)

無稅

落花生豆(花生)

每一擔 ○・一五〇

胡麻(芝麻子)

同 ○・二〇〇

其他農產物

從價五分

第五類 礦物木炭粘土及同製品

セメント(鐵水泥)

三擔入每一擔 ○・一五〇

石絨(石灰水)

每一擔 ○・五〇〇乃至五・〇〇〇

石炭(煤)

每一噸 ○・二五〇乃至〇・六〇〇

焦炭(焦炭)

同 ○・五〇〇乃至〇・九〇〇

木炭(炭)

每一擔 ○・〇三〇

耐火粘土(火泥)

同 ○・〇五〇

瓦(瓦)

一百個 ○・六〇〇

煉瓦、土管、陶器、石材等

從價五分

第六類 金屬及金屬製品

安質母尼(鎳)

每一擔 ○・七〇〇

塊條竿板管線釘

同 一・一五〇

真鍮、黄銅(黄銅)箔

同

一・六七五

螺旋釘

從價五分

銅(紫銅)

○ 紙及び管は從價五分其他は每一擔一兩一七五若くは一兩三〇

○

白銅(白銅)

薄板
線

每一擔

二・二〇〇

同

一・五〇〇

鐵及び軟鋼(鐵)

○ 從價五分のものあれど多くは每一擔〇兩〇七五乃至〇兩四〇

○

鋼(鋼)

每一擔

〇・二五〇若くは〇・七五〇

ニッケル(假銀)

同

二・六〇〇

水銀(水銀)

同

四・二八〇

鉛(鉛)

同

〇・二八五乃至〇・三七五

亞鉛(白銀)

同

〇・三七五乃至六〇〇

錫(錫)

同

〇・四〇〇乃至一・七二五

但し箔及び錫の合金は從價五分

針(針)

每十萬本

〇・九八五乃至一・八〇〇

錫鍍孟(馬口鐵孟)

每一哥

〇・二五〇

勃藥を施したる鐵器(法監鐵器)

每一打〇兩〇五〇乃至〇兩一七五若くは從價五分

斧鉞(斧頭)

每一打

〇・五〇〇

鍍類(鍍)

同

〇・〇四〇乃至〇・二二四

窩器

每一擔

〇・五〇〇

傘骨

每一斤 〇・〇八〇

第七類 油及び蠟類

油類(油)

從量税と從價税の二種あり其内石油は罐入十米瓦每一箱〇兩〇七〇、タンク入毎十米瓦〇兩〇五〇なり

蠟燭(各類蠟)

從量税と從價税と二種あり我國の木蠟は每一擔〇兩六五〇なり

蠟燭(蠟燭)

九オンス包六本二十五個一箱〇兩〇七五より比例して課税せらる又每擔〇兩七五〇の課税を受くるものあり

第八類 書書、紙及び文具類

書籍地圖海圖新聞其他定期刊行物

無税

紙類

筆記用フールス、キヤップは一擔一兩二〇〇印刷用紙は一擔〇兩三〇〇若くは〇兩七〇〇捲寫用紙十萬枚に付〇兩一二五其他は從價五分

文具類

從價五分

第九類 絲縷及び布帛類

綿織糸(棉紗)

每一擔 〇・九五〇

綿縫糸(棉綿)球形に巻きたるもの同

三・〇〇〇

其他は從重税と從價税の二種あり

生金巾及びシヤチング(原色布)

每一反 〇・〇五〇乃至〇・一二〇

擬土布(日本充土布)

同 〇・〇二七

晒金巾晒シチング(白色布) 同 〇・一三五
 雲齊布(白色無花粗斜紋布) 同 〇・一〇〇若くは〇・一二五
 天竺布 同 〇・〇七〇乃至〇・二三五
 絨織(各樣綿布) 同 〇・〇二七若くは〇・〇三五
 綿縮 同 〇・〇〇三乃至〇・〇八〇

但し形付のもの織染のものには従價五分

手拭地 従價五分

天鵝絨類(各類棉剪絨) 每一碼 〇・〇〇六乃至〇・〇〇一五

綿莫大小肌衣服引 每一打 〇・一二五

靴足袋 同 〇・〇三三若くは〇・〇七五

浴巾 同 〇・〇二〇若くは〇・〇三〇

以上の諸綿布に關する規定は甚だ多く茲に其重なるものを掲

ぐ而して従量税を課せらるゝものも甚だ多し又税額は面積の異なるに依て各多少あるなり

リボン(欄杆) 每一斤 〇・五五〇

絹布(綢緞) 同 〇・二五〇乃至〇・七〇〇

天鵝絨類(短毛剪絨長毛剪絨) 同 〇・一五〇乃至〇・六五〇

毛布類 フランネル 每一碼 〇・〇一五

毛布類 プランケット及ラグ 每一封度 〇・〇二〇

麻布類 麻帆布(蔴帆布) 每一碼 〇・〇一〇

麻布類 麻製袋地及天幕地(洋綿袋布) 每千碼 二・八五〇

其他 従價五分

第十類 原料品及び工藝品(雜類)

木類

材木、柱及び板は一立方呎〇兩〇二〇若くは一兩一五〇條板は千個〇兩二一〇鐵道枕木は從價五分薪、燐寸用軸木等は〇兩〇一〇乃至一兩〇〇〇

皮革類(各類皮) 每一擔 〇・六〇〇乃至七・〇〇〇若くは從價五分

珊瑚(珊瑚) 每一斤 〇・五五〇乃至一・二一〇

粉末玻璃(玻璃粉) 每一擔 〇・一一〇

阿膠(皮膠) 同 〇・八三〇

竹竿(竹竿) 千本 〇・四〇〇

袋類 千個 一・二五〇若くは四・二五〇又は從價五分

蓆及び地蓆類

課稅標準種々あり我國の疊は百枚四兩五〇〇なり

鈕釦(鈕釦)

擬珊瑚製と磁製は十二哥〇兩〇一〇其他のもの一哥〇兩〇二〇

レインボウ及ブリリアント 五十哥 一・五〇〇

蠟燐寸 十哥 一・六〇〇

燐寸(自來火) 大箱 〇・六三〇

木軸安全 小箱 〇・九二〇

燐寸其他 其他 從價五分

扇團扇類(扇) 千本 〇・二八〇乃至一・四〇〇若くは從價五分

洋傘(傘) 一本 〇・〇二〇乃至〇・〇八〇若くは從價五分

洗濯用 每一擔 〇・二四〇

化粧用 從價五分

靴類(靴)

護謨製
革製

一足

〇〇二〇若くは〇〇八〇

從價五分

自轉車(脚踏車)

製品 一輛
材料

三〇〇〇

從價五分

時計、裁縫器、印刷機、蒸氣機、電氣機、瓦斯及水力機、起重機、樂器、化學器、醫療器、人力車、漆器、鏡、提灯、吸煙具、齒磨粉、帽子、紙器、提奩、化粧品等 從價五分

税目に掲げざる輸入品に對しては、從價五分税を課せられ、其課税價格は、地方の通貨即ち牛莊、上海、天津、芝罘等其他流通の貨幣にて稱する市價と海關兩に換算し、之より一割二分を減じたるものとす。此減額の理由は關稅五分、金利二分半、仲買口錢一分、陸揚げ其他の諸入費一分、手数料二分半と假定し之を合計したる者なり。

又輸入税を課せられざる物品を列記すれば、外國産の米、穀物、穀粉、金銀地金、金銀貨幣、印刷本、海圖及び地圖、定期刊行物、新聞の九種なり

兵器及び彈藥は、清國政府の要求ありたる場合又は此等を買得するの權を正當に付與せられたる清國人に販賣する場合の外、之が輸入を禁せられ、若し犯すものあるときは、處罰として關係貨物は、直に沒收せらるべし。又船用品及び船用石炭に對しては、其船積の時に於て戻税を交付せられ、鹽の輸入は絶對に之を禁止せらるゝものとす。

第三十二章

牛莊稅關の手續(貨物輸出入上の要件)

滿洲唯一の貿易港たる牛莊より、貨物を輸出せんと欲せば、其貨物

を託すべき汽船會社より、積荷目録用紙を受け、之に其貨物の名稱、個數、斤量、價格、記號、番號等を明細に記入し、且つ同上の目を記せる輸出申告書を添へて税關に差出すべし。然るときは其申告書は貨物を積載すべき汽船會社碼頭に在る税關出張所検査員に送附され、積荷目録は申告者に還附し來るを以て、申告者は輸出貨物を碼頭に運搬し積荷目録を示し、係員に貨物の検査を受く。係員は積荷目録と申告書と現品を照合し、課税額を定む。此時荷主は再び前の税關に戻り、積荷目録を示すときは、其輸出税額を記せる書面を荷主に交付するを以て、荷主は直に同税關内に在る納税金係に税金を納め、三たび前の係員に至れば、其係員は税金領收書を改め積荷目録に納税済の旨を記入し之を荷主に交付す。之にて税關の手續を終るなり。而して荷主は右の積荷目録を持ち貨物を積むべき本船に至

り、積荷目録書を船員に貨物と共に渡し船積證書と引換へを受くるなり。

又他所より牛莊港に輸入したる貨物を受取る方法は、其荷主たる者は先づ差出人より送附せる船積證書を持ち、其貨物を運搬し來れる汽船會社に至り、其貨物に對する認章を記さしめ、輸入届書を作て税關受付係に届出づ。然るときは係員は之を検し、其輸入届書を收め碼頭にある税關出張所に送る。荷主は輸入届書の税關より其出張所検査員の手許に來るべき時期を見計ひ、汽船會社の該貨物所在の倉庫より現品を持來り其検査を受く、検査係は之を検了するの後、其届出書面に輸入税額を記載し、税關係員に廻附し、船積證書には認章を記して之を荷主に返却す。茲に於て荷主は再び税關に至り輸入税を納むること輸出の時の如し。斯くして税金收入係より受取り

たる領收書に船積 書を添へて三たび税關係員の所に至り之を差出すときは、該係員は其輸入税領收書を收め、船積證書の外更に貨物通過證を下附すべし。之にて輸入の手續を終るを以て、其通過證を示して汽船會社より貨物を受取るなり。此通過證は他日再輸出を爲すとき、再度の課税を免がる爲め必要のものなれば、大切に保存し置くべし。

税關の執務時間は大抵左の如し

夏季—午前九時より十二時 午後一時半より四時

冬季—午前九時より十二時 午後一時半より四時

日曜日は休業す故に注意して貨物積卸の時間を誤らざるを要す。

貨物輸出入に際し、是非とも經過せざるべからざる税關の手續は、慣れば容易の事なれど、最初は随分勝手の分らぬのみならず、之が

爲め意外の失策を惹起し、遂には營業上にも影響する如きことなきを保せざるを以て、未経験者は汽船會社等に就て、能く其手續を教へ貰ふを良とす。

第三十三章 鐵道と驛名(東清及び榆營兩鐵道)

滿洲現在の鐵道は、露國人が敷設したる、東清鐵道の三大幹線と、清國政府の經營せる榆營鐵道即ち關外鐵道と呼ぶもの是なり。東清鐵道は、滿洲の中央哈爾濱を本據とし、南するものは青泥窪、旅順口に至り西するものは海拉爾、滿洲里驛を経て、渡貝加爾洲に出で、西伯利亞鐵道に接続して歐露莫須科及び聖彼得堡に達す。其東するものはグラデコウよりニコリスクを出て烏蘇利鐵道に連接して直に浦沙斯德に通ず。此三大幹線は滿洲の曠野を丁字形に貫通し、

尙ほ之に六個の支線あり。哈爾濱は滿洲鐵道管理の中心にして、又極東に於ける露國の商業は、此東清鐵道會社支配の下に行はる、東清鐵道會社は、私立の會社にして、露國政府保護の下に立つものなり。露國は滿洲鐵道の建設に付き、既に約三億圓を放資したりと云ふ。今其幹支線を一目瞭然たらしむれば、左の如し

浦潮斯德線

五百三十七露里(我百四十六里)

幹線(哈爾濱)歐露線

八百七十六露里(我二百四十里)

旅順線

九百十一露里(我二百四十九里)

松花江線

哈爾濱より松花江に沿ひ松花江第一停車場に至る

照頼桃線

松花江第二停車場より照頼桃に至る

支線(煙臺炭礦線)

陽臺より分岐して煙臺炭礦に至る

營口線

大石橋より分岐して牛莊に至る

瓦房炭礦線

房瓦店より分岐して瓦房炭礦に至る

青泥窪線

南關嶺より分岐して青泥窪に至るもの及び大房身より大連灣に至る

一露里は我約九町四十七間にして、哈爾濱より露京には十八日間、旅順には三晝夜、浦潮斯德には五十餘時間にて達すべし又本鐵道の起工年月及び臨時開業の時期は

線別	起	工	臨時營業開始
本線	千八百九十七年秋		千九百一年十月二十一日
旅順口線	千八百九十八年夏		千九百一年六月五日

また幹線の驛名及び里程を擧ぐれば

▲旅順口及び哈爾濱間

▲哈爾濱及滿洲里間

哈爾濱	(大營石橋迄)	(南泥窪迄)	江沿	双城堡	石頭城子	驛馬河	沒沙屯	范家屯	郭家店	監廟子
起點	五里十五丁	四里十九丁	六里三十丁	八里二十五丁	五里五丁	四里二十二丁	六里三十丁	七里三十二丁	六里三十丁	六里十八丁

對青山	(大連房身迄)	哈爾濱	五家溝	蔡家溝	陶賴昭	烏海河	寬城子	公主嶺	四平街	四平街
七里三十二丁	一里十二丁	一里十二丁	四里二十丁	四里二十二丁	十里五丁	七里二十二丁	八里五丁	七里二丁	七里二丁	七里二丁

開新奉	煙矮	大熊	花普	金南	旅順
臺子	山岳	石岳	紅溝	蘭州	關嶺
原	天臺	莊橋	城溝	店州	嶺口
八里二十五丁	五里二十五丁	七里二丁	五里二十五丁	七里三十二丁	七里三十二丁

昌鐵	虎石	沙石	遼陽	海城	蓋平	王林	瓦房店	三十里堡	大房身	營城子
圖嶺	臺	河	陽	城	平	林	店	堡	身	子
七里三十二丁	六里二十九丁	四里三十二丁	四里二十丁	四里二十丁	八里五丁	八里五丁	五里二十五丁	七里二丁	五里三十五丁	七里九丁

熱	免	宜	博	巴	札	蘭	克	烟	喇	安	滿
勒	渡	立	河	里	蘭	子	々	筒	嗎	達	溝
木	河	克	都	都	屯	山	勒	屯	甸	子	溝
德	河	都	都	木	屯	山	勒	屯	甸	子	溝
六里二十八丁	七里十一丁	二里十六丁	七里二十丁	八里	八里	八里	五里二十五丁	七里十二丁	五里二十五丁	七里三十丁	八里五丁
哈	牙	烏	興	雅	哈	成	朱	齊	小	薩	宋
克	克	諾	安	魯	拉	吉	家	々	蒿	勒	勒
什	什	爾	嶺	魯	蘇	汗	坎	爾	子	圖	圖
六里三十丁	八里	七里二十丁	六里五丁	七里十五丁	七里二十丁	七里	七里二十丁	七里二十二丁	七里二十二丁	八里	八里

海	橫	石	一	帽	二	哈	滿	怕	完	海
道	頭	頭	面	爾	爾	爾	洲	剛	工	拉
河	河	河	坡	山	子	資	里	剛	工	爾
林	子	子	坡	山	子	資	里	剛	工	爾
七里十五丁	六里二丁	七里七丁	七里十五丁	五里五丁	五里五丁	起點	七里十二丁	七里二十二丁	八里	六里三十丁
壯	山	高	華	烏	小	阿	札	赫	吳	
丹	嶺	嶺	沙	吉	密	什	來	勒	克	
江	石	站	河	密	嶺	河	諾	里	諾	
五里五丁	八里	六里十八丁	七里二十五丁	七里三十丁	四里二十二丁	九里十五丁	七里十八丁	八里	八里	

▲哈爾濱及ハグロテロコフ間

(滿洲里より四伯利亞鐵道カイロフスカヤ迄)

磨刀石	六里	盤馬溝	六里二十丁
穆林	六里十五丁	馬橋河	八里十二丁
太平嶺	五里二十五丁	細鱗迭	四里二丁
小綏芬	五里三十丁	ボグラニイチナヤ	六里十五丁
グロテスコフ	六里	(リニコリスコフ迄)	二十七里

東清鐵道の客車に四階級あり。其内二、三、四等を通常客車とす。今首要驛の賃金を擧げて、参考とすれば左の如し

●營口より

●青泥窪より

驛名	二等	三等	四等	二等	三等	四等
旅順	六、二〇	四、一五	二、七五	一、三五	〇、九〇	〇、六〇
青泥窪	五、五五	三、七〇	二、四〇	—	—	—
大連灣	五、〇五	三、四〇	二、二五	〇、七五	〇、五〇	〇、三五

蓋州	一、一〇	〇、七五	〇、五〇	四、四五	二、九五	二、〇〇
海城	一、一五	〇、八〇	〇、五〇	五、七五	三、八五	二、五五
遼陽	二、四五	一、六五	一、一〇	七、〇五	四、七〇	三、一五
奉天	四、一五	二、八〇	一、八五	八、七五	五、八五	三、九〇
鐵嶺	五、六〇	三、七五	二、五〇	一〇、二〇	六、八〇	四、五五
開原	六、三〇	四、二五	二、八〇	一〇、九〇	七、三〇	四、八五
昌圖	七、六五	五、一〇	三、四〇	—	—	—
四平街	八、七五	五、八五	三、九〇	—	—	—
公主嶺	九、九五	六、六二	四、四五	—	—	—

(備考) 一留は約我一圓三錢、一哥は我一錢一厘に當る

此外露國は愛輝より海拉爾に至り、更に東蒙古を経て張家口に一幹線を布設中なり。

又關外鐵道は、山海關より寧邊を経て錦州に至り、分岐して一は營口、他は新民廳を経て奉天に至るものにして、清國の經營に成る、山海關營口間は全通し、錦州奉天間は、新民廳まで開通せり。

第三十四章 水運と汽船(滿洲最便利の貨物運搬法)

滿洲の航運に利多き大河は遼河、松花江、嫩江の三なり。其他黒龍江、鴨綠江、圖們江の三大河あれども、何れも國境に僻在し、其對岸は人口稀薄なる西伯利亞の新殖民地にあらざれば、朝鮮北部の未開地なるを以て、其滿洲に與ふる功果は、到底遼江、松花江、嫩江と同日に語るべからず。

遼東灣に於いて、滿洲の百貨を吞吐する遼河は、源を蒙古に發し、西喇木倫河と稱し、滿洲の柵邊を貫流し、下つて遼河と云ふ。上流

に於ける船舶の終航點は、東遼河と西遼河の會流する通江子とす。通江子と河口の營口とは百十餘里あり。太子河、渾河、海州河は皆遼河に注ぎ、河身を大にす。現在遼河を上下する船舶は、牛船五千五百艘、槽船七千五百艘、合計一萬三千艘なり。而して是等の船舶は、春三月末若くは四月上旬より向ふ六ヶ月間、航運に従事す。其往復回數は大抵八回にして、往航には、牛莊より布類、雜貨等の外來日用品を積み、歸航には、麥粉、豆類、毛皮等の滿洲内地の物産を載せて營口に戻る。今、牛船、槽船の構造を記せば

積載量

乗組人

- 大形牛船 九十四擔(我約九千四百斤) 四人
- 小形牛船 七十擔(我約七千斤) 三人
- 大形槽船 百五十擔(我約一萬五千斤) 五人

小形槽船 百三十擔(我約一萬三千斤) 四人

滿洲北方の航運は、松花江と嫩江を大宗とし、之に數多の支流注入して貨物の頒配を資く。支流の重なるは伊通河、呼蘭河、阿勒楚喀河、吞河、拉林河、牡丹江等にして、本流には支那船舶の外、汽船の往來する者亦多し。即ち松花江は其河口より哈爾濱を経て、吉林府まで汽船を航行せしめ、嫩江は齊々哈爾濱まで、大形支那船を行かしめ、小形支那船ならば、更に其上流墨爾根まで遡ることを得るなり。黒龍江省の貨物は、主として吞河、呼蘭河より若くは嫩江により松花江に出て吉林府に集まるか、若くは伊通河を航して長春府に搬出せられ、更に陸路遼河の上流に出るを常とす。松花江を航行する汽船は、何れも露國旗を掲揚するものにして、初め黒龍江、烏蘇里河の航業に従事したるものが、滿洲内地の發達に

伴ひ、更に其航路を松花江に延長したるものなり。現今松花江の航運に従事する重なる會社は、東清鐵道會社の汽船部を第一とし、客船二隻、曳船十七隻、貨物船六十隻を有し。之に亞ぐを黒龍江貿易會社とし、客船八隻、曳船十二隻、貨物船四十六隻を有し、二百餘萬圓の資本を以て組織さる。次は黒龍江汽船會社にして、乗客船一隻、曳船十八隻、貨物船四十八隻あり、又クルパート商會は、汽船七隻、雇船三隻、貨物船十餘隻を有す。何れも他の個人的航業家と競争して、黒龍江、松花江間を往來す。而して是等の船舶は四十噸乃至百噸にして、吃水四呎以下のものなり。黒龍江、烏蘇里江は、矢張上記の露國汽船航行す。黒龍江は結氷期を除き、一年約六ヶ月間、航運の便あり。其期間は五月上旬より十月上旬までとす。烏蘇利河は、流水急なれども、吃水二呎以内の汽

船なれば、其河口ハパロフカ市より、上流九十五里、イマン埠頭まで航行するを得べし。

黒龍江の航業を隆盛ならしめたるは、全く露國政府の保護獎勵に依るものにして、千九百一一年一月の調査に依れば、黒龍江乗客用汽船は百六十三隻、其積載量四百五十餘萬貫公稱馬力一萬九百三十、船價約一千萬圓、乗組人二千六百餘人、又貨物船は百九十八隻、積載量百七十萬貫、船價四百餘萬圓、乗組人一千餘名に達せりと。汽船の形は、米國西部諸河に見る如く、大抵後方輪船式なれども、船室は何れも、一、二、三等に分たれ、好く整頓し居り、哈爾濱に往復するもの、如きは旅客、貨物常に滿載の姿にて、一見驚くべき盛況を呈し居れり。

第三十五章 道路と里程（四通八達）

滿洲には國道と稱せらるゝもの、數多あれども、多くは官用を辨ずる爲め造りたるものなるを以て、一般行旅に便利を與ふる點は甚だ少なし。而して土質粗造軟弱なるを以て、一たび降雨あれば泥濘甚しく、孰れが道路なるや將た田圃なるや識別に苦しむ程なれども、冬季結氷の時は、天然の軌道を爲し、貨物運搬の車馬絡繹たり。其道路は東西南北に各市邑を絡通すれども、滿洲に於ける大中心は總て吉林府を起點とするが如し。

▲奉天府、山海關間（百二十六里十五町）本街道は道幅廣大にして五六十間あり。兩側に溝を穿ち楊柳を植へ、隨分巨額の費用を懸けし跡歴然たるも、今は崩壞堆土多く、一車を通ずる尙ほ且つ

困難の場所少なからず。奉天より錦州までは、遼河及び凌河の水
 域にして地勢一般に低く又海岸に遠く、錦州を過ぎて山海關まで
 は、遼東海岸に瀕し道亦高し。各驛の旅舎は大規模にして車馬數
 十を連れとも尙ほ狹隘を感せざるもの多し。本街道中の驛名及び
 里程左の如し

奉天	起點	東丁香屯	二里三十丁	藍家屯	二里十五丁
大房身	一里五丁	老邊	二里五丁	興隆店	一里十丁
巨流河城	四里二十五丁	新民廳	二里三十丁	大黃旗堡	一里十五丁
郭家屯	十五丁	營房	五里十丁	大白旗堡	二十五丁
小白旗堡	一里二十五丁	平房	三十丁	半拉門	一里二十五丁
二道溝	二里三十丁	金家窩棚	一里五丁	孤家子	一里五丁
頭道境	一里二十丁	羅家燒鍋	三十丁	小黑山站	二里十丁

營房	三十丁	羊腸河村	一里五丁	土城子	一里三十丁
中安堡	三十五丁	子家臺	一里	大孤家子	三里
廣寧站	一里五丁	常興店	二里三十丁	閭陽驛	二里三十丁
二臺子	二十丁	望山舖	二里三十丁	十三山站	一里五丁
尙家屯	一里五丁	禿老婆店	一里五丁	大陵河	二里二十丁
四統牌	一里十五丁	雙陽店	一里十五丁	紫荊舖	十丁
白沽屯	一里	五里營子	一里十丁	錦州	二十五丁
寧遠	七里	凉水河	十六里	山海關	十三里

▲奉天府、九連城間（七十四里二十三町）奉天より遼陽までは水
 溪を帯びたる卑濕の地、夫より南下するに従ひ東北方にある峰
 嶺近く、地勢は自然西南に傾斜し、渾河、沙河、太子河等の諸流
 あり。遼陽鳳凰城間は全く山間の駱路にして廣さ一町乃至九町、

其最も狭き處は谷底と道路の區別なし。鳳凰城九連城間は溪谷漸く廣く、山岳も亦高度を減じ、道傍に亦多少の村家あり。本街道の驛名及び其距離は

奉天起點	渾河堡	白塔鋪	一里十五丁
張家舖	沙河堡	于家窪子	二十五丁
張辛店	板橋堡	十里河子	三十丁
五里台子	烟台	狼皮舖	二十五丁
三道勒子	張台子	接官廳	一里五丁
韭菜園子	迎水子	遼陽	一里二丁
蛾眉莊	浪子山	甜水站	五里五丁
連山關	通遠堡	雪裏站	七里二十五丁
鳳凰城	高麗門	湯山城	四里十五丁

野豬園 三里二十五丁 九連城 四里十五丁

▲奉天府 旅順口間 (九十六里十三町) 奉天より遼陽、海城を経て營口までは、西に千山々脈の連峯を望み、東は廣漠たる平野に接し海城より南八里河に於て營口と蓋平との道路分岐す。營口の道は開豁にして丘陵樹林の眼に映ずるなく、反之蓋平方向は低山脈の連亘するを見る。營口より金州までは、總て遼東灣の南東岸に沿ひ千山々脈の渤海に傾斜する部分なるを以て、勢急峻ならず道路亦平坦なり。復州の南、二道嶺にある灣口は烏虎嘴と呼び、又歐洲人は亞當司港と稱し良港なり。此街道には明時代に築造せる烽烟台及び堡台の十數町毎に在るあり。又行旅絶へず給需品に缺乏を感ずるなし。而して本街道の驛名及び距離は

奉天起點 遼陽 十五里十五丁 八里庄 一里五丁

首山堡	一里	頭臺子	一里三十丁	沙河鎮	二十五丁
立山屯	二十五丁	八卦溝	一里	長佃堡	三十町
四方台	三十丁	鞍山驛	一里五丁	湯崗子	二十五丁
湯河子	二十五丁	甘泉堡	二十五丁	土河堡	二里五丁
二台子	一里	海城	一里五丁	八里堡	一里五丁
大石橋	七里三丁	蓋平	十里十九丁	小米塞	三十丁
二台子	一里	榆林堡	三十丁	明河峯	二十五丁
沙崗台	一里	坨台堡	二十五丁	三台子	一里十五丁
頂山堡	十丁	黃家屯	十丁	熊岳城	一里十五丁
頭台子	三十丁	二台子	一里十丁	李屯村	二里十丁
黑家屯	五里二十五丁	復州	五里五丁	二十里堡	二里二十五丁
茫家屯	十五丁	馬圈子	一里五丁	普蘭店	八里十二丁

張家林	二里三十丁	石河驛	一里十五丁	五十里堡	一里十五丁
三十里堡	三里	毛家營	四里十五丁	後各鎮	四里二十五丁
營城子	二里五丁	双台溝	一里二十五丁	土城子	三里二十丁
營房子	一里十五丁	旅順口	一里二十丁		

▲奉天府、吉林府間 (五十九里十二丁) 奉天府の北門を出て吉林に向はんとすれば、一帯の曠野あり。其西北に聳ゆるを隆業山と云ひ東に屹立するを天柱山と稱す。此沿道の繁華なる市街を形成する鐵嶺は明の鐵嶺衛を置きたる所即ち銀州の地是なり。開原は元の開元路にして明の萬全衛を設けたるの地なり。邊境の威遠堡門に至る間は平坦、此門を出づれば盛京省と別れて吉林省に入るものとす。之より兩山近く通り道路は難間を通ず。人家嶺趾に散在し荒涼蕭索たり。楊木嶺子を過ぎ葉赫驛に至れば民家稠密、商

業繁盛なり。夫より地勢は漸く寛濶なるが此驛は清朝の古戰場として歴史上に名を止む。東遼河の上流赫爾蘇驛も亦熱鬧の市を爲す。更に東すれば土地平坦にして且つ肥沃牧場を營む者多し。一把單站よりは丘陵伏起して道路を横断し人烟亦寡少なれど刷烟村を過ぎれば大小河驛に程もなく、其西北は長春に至る蒙古街道にして路上坦々、車馬の往來織るが如し。此街道の驛站及び距離は

- 奉天起點 三臺子 一里十二丁 大窪子 一里
- 帽家子 二里 清水臺 一里二十四丁 懿路廳 一里十二丁
- 石山子 三十丁 新民屯 一里六丁 八里莊 一里十八丁
- 鐵嶺 二十四丁 沙河子 三里二十四丁 孤榆樹 八里二十四丁
- 四里堡 五里二十四丁 葉赫驛 一里十丁 赫爾蘇 一里二十丁
- 大孤山 四里三十丁 一把單 一里 伊通州 一里六丁

- 三臺子 十二里二十四丁 塔爾河 一里十二丁 大水河 三里十二丁
- 老嶺 二里 吉林府 一里十八丁

▲吉林府、寧古塔間（五十三里）本街道は長白山と小白山の中間を踰越し。土地起伏峻険險路多し。就中額黒木、老爺嶺間は峻巖兀立、老樹密茂し殆んど道路なく、又長官材嶺は上下五里、大樹之を掩ひ賊徒横行し、官兵の之に備ふるあるも危険極りなく商人等は萬一を僥倖して之を通過す。吉林寧古塔間必らず通過せざるべからざる難關とす。併し此難關を超へて俄莫賀索落站に至れば南は平野、東北は小白山に連続す。其驛站及び距離は左の如し。

- 吉林府起點 江審峰 四里十二丁 額黒木 七里
- 窩集口兒 九里 俄莫賀索落 八里十八丁 必拉哈 二里十八丁
- 塔拉哈庄 三里二十四丁 花拉木 八里三十丁 寧古塔 九里六丁

▲奉天府より法庫門經過、吉林府間（百六十九里六町）奉天より法庫門を経て伊通門に至る地は、邊境外にして内蒙古に屬すれど、地味肥沃又殷富なる市邑多し。法庫門は邊境十一門中最も要地にして道路三條あり。西は彰武臺邊門、北は伯都訥、東北は長春、吉林に行くべく遼河は其南に於て東西兩派を合せ、河身百餘間、舟楫の便良し。蓮花池と稱する村落より道二分し一は昌圖に、他は八面城に行くべし。八面城は吉林に至る屈指の都會にして人口一萬。懷徳と奉化の間は平野の裡を貫通し、奉化に至て昌圖に至る道あり。他の一道を取れば赫爾蘇邊門に至る。門は狹隘なる山間に設けられ、貨物の出入を監視す。之より伊通門までは道路狭少、往來亦稀なり。伊通門、長春間は二道あり平地に通ずるは水濕甚しく夏季行難なるを以て行旅は皆山道を撰ぶ。長春は阿勒楚

略、呼蘭に行くものと、伯都訥に行くものと、數條あり。又吉林に行くもの數條あれど何れも山間の經路にして車行不便なり。本街道の驛名と里程は

奉天	起點	法庫門	二十八里三十四丁	通江子	十五里
昌圖	十一里二十四丁	驚慈樹	十里	四平街	六里二十四丁
奉化	五里三十丁	朝陽堡	十五里	小黑林子	二十五里
寬城子	十里三十丁	觀音口	十里三十丁	大橋	十五里
大水舖	七里十八丁	吉林府	七里十八丁		

▲吉林、伯都訥、愛琿間（百九十七里十五丁）本街道は松花江の右岸より嫩江の左岸に沿ひ、滿洲の倉廩と稱せらるゝ平坦且つ肥沃の地を行走す。唯吉林府より烏刺嘴近傍までは、山嶺重疊して江流相通る、即ち小白山脈の江流を横斷する所なり。松花江に平

行して伯都訥に至る一帯の地方は牧場多く牛羊群を爲す。伯都訥廳の北四里を行けば伯都訥站あり、松花江と嫩江は其東にて會流す。之より都合七站を経て齊々哈爾に至るまでは、站驛の外人家殆んど無し。齊々哈爾城は原野中にありて四方廣漠、唯僅に北方雲烟の間に興安嶺の支脈を觀るのみ。此處は黒龍江の省城にして西北は海拉爾に、東北は愛琿に、西南は白彥蘇々、呼蘭、三姓に行き得べし。齊々哈爾、黒爾根間は嫩江の左岸に沿ふ一帯の高原にして處々に湖水あり。漸く北するに従ひ地勢高く、拉哈站より黒爾根間は丘岡蜿蜒たり。黒爾根は興安嶺山脈の蒙古に向ひ傾斜するの谷地にして、路線は嫩江の溪壑地に屬し、更に西北方愛琿までは山嶺に上り谷底に下り通過困難の遠路たり。本街道の驛站及び里程は左の如し。

吉林府起點	古站	烏刺嘴	三里二十四丁
古家子 七里	陶賴照	三家站	二里十二丁
五家站 十一里	伯都訥	漠心站	十三里十二丁
新站 七里十八丁	古魯站	塔爾哈站	五里十二丁
多耐站 七里十八丁	溫托琿	特木得赫	七里十八丁
齊々哈爾 六里十二丁	塔爾站	寧年站	六里二十四丁
拉發站 六里二十四丁	博爾杜	伊拉哈	八里
板橋子 三里	墨爾根	科落爾	五里三十丁
四站 六里二十四丁	二站 十里	愛琿	七里
薩哈連烏拉 六里二十四丁			

▲俄莫賀索落、琿春間（五十四里）本街道は俄莫賀索落の市街を出て、朱爾多琿河に沿ひ東南行すれば左傍に白土磊子山を望む、

此山麓に横はる道路は吉林府より寧古塔に通ずるものなり。本街道中の黄道腰子までは土地瘠瘦野草繁茂す。鐵磐嶺、土門子間は巖石兀立、蒼松繁茂、風景畫圖の如し。之より道は潑梨哈通河に沿ひ河流の曲折部を踰越し烟集崗に達す。高さ千三百尺。更に烟集河を越へ凉水泉に至る間は琿春河路傍を流れ又圖們江を望めば對岸に朝鮮の穩城あり。夫より窟龍山の三里高き所を過ぐれば琿春河の上流に沿ひ平坦なる耕地を貫きて琿春城に入る。琿春城より露國との境界まで四里六町なり。此間の站名及び距離は左の如し。

- 俄莫賀索落 起 點 砂河崗子 二里五丁 額多里城 二里
- 黄道腰子 三里 板橋子 一里二十丁 箭城溝 二里
- 鐵磐嶺 四里 清龍山 三里二十丁 土門子 二里

- 老頭溝 二里十丁 寬道溝 三里十一丁 南崗 四里三十丁
- 烟集河 二里 局子街 二里三十町 嘎呀河 二里三十丁
- 窟龍山 一里 凉水泉 二里 密江 三里二十四丁
- 揮春 四里三十丁

▲寧古塔、三姓間（五十一里二十四町）本街道は胡爾哈河の左岸に沿ふて行走す。光緒の初年開設せし軍道にして、山峰を削開して道を作り、巖谷を埋めて路と爲し、十里又十里沓として人聲なき境域を變じて通路となしたるものにして、邊境の行軍に便ならしめん爲めの目的に出づ、故に行旅は陸を取らずして胡爾哈河の流に依りて三姓に行く者多し。寧古塔の管内に四站、三姓の管内に四あり。其名稱、距離は

- 寧古塔 起 點 掖河 五里 頭站 七里十二丁

- 二 站 三里十八丁
- 三 站 三里三十丁
- 八 榆樹 七里十二丁
- 娘子溝 七里十八丁
- 三 姓 七里十八丁
- 山道河 五里十八丁
- 太平店 四里六丁

▲寧古塔、浦沙斯德間（六十里十八町）寧古塔より三岔口を経て露領に至る街道は、寧古塔より四道嶺までは高原にして四道嶺に至れば開豁なる平野あり。更に東行すれば地形次第に狹窄し、蓋馬溝近傍は柏松檉樺等の老林高木亭々として天を靡し、斧斤未だ入らざる古代の大窩集なり。穆林河の兩岸は平坦なる曠野となる。穆林河は源を穆林窩集に發し、東北流の方向を取り烏蘇利江に注ぐ。河幅六十餘間。三岔口は西北に綏芬河を控へ露境に近接す。三岔口を通過すれば即ち露領烏蘇利殖民地にしてニコリスク市に至れば東清鐵道と烏蘇鐵道と連接し、浦潮斯德に向ふ。其驛名及

- び距離は
- 寧古塔 起 點 四道嶺 二里十八丁 撥馬溝 九里六丁
 - 西林河 十三里 小綏芬 一里三十丁 ボルタフカ 十三里
 - ニコリスク 十里 浦潮斯德 十一里
- ▲齊々哈爾、三姓間（八十三里十八町）本街道は草道と稱し官設の通路ならざるを以て官站の設備なし。齊々哈爾より呼蘭までは高原なれど、夫より以東三姓間は、松花河の左岸に平行し、土地肥沃、禾穀豐穰、所謂滿洲の倉廩たるべき地方を通過するものにして、往來亦頻繁なり。其驛名及び里程は
- 齊々哈爾 起 點 蘭家站 四里十二丁 滿子口 九里六丁
 - 喇嗎城 六里二十四丁 陳家店 五里 林家店 五里
 - 張家店 五里 小廟子 五里 呼蘭 六里十二丁

白彦蘇々 七里二十四丁
 大木蘭達 五里二十四丁
 白楊木 六里
 四 站 四里二十四丁
 三 站 四里
 三 姓 五里
 二 站 四里

滿洲に於ける遠距離の首要街道は如上の如くなるが、尙ほ短距離にて重なるものは左の如し

▲營口、牛莊間 (十二里二十五丁)

營口起點 候家油房 二里五丁
 前石橋子 一里十五丁
 高坎 一里三十丁
 滾子池 一里十五丁
 會家屯 二里五丁
 二道溝 一里十五丁
 藍旗堡 一里
 牛莊 一里十丁
 ▲牛莊、遼陽間 (十八里十丁)
 牛莊起點 紫方屯 二十五丁
 張家糜子 一里
 耿庄子 二十五丁
 卜城子 一里十五丁
 後耿庄 二十五丁
 耿庄子 二十五丁

▲普蘭店、娘々宮間 (十六里二十丁)

普蘭店起點 老爺廟 三里二十五丁
 砲台子 二里三十丁
 立山屯 一里二十五丁
 遼陽 五里十五丁
 娘々宮 二里二十丁
 下家橋 二十五丁
 普來屯 二十五丁
 酸梅庄 二十五丁
 莊家屯 二里五丁
 五家台 一里三十丁
 八家台 三十五丁
 餘家屯 二里二十五丁
 高二城子 三里二十五丁
 娘々宮 二里二十丁
 ▲營口、海城間 (十四里十五丁)
 營口起點 前石橋子 三里二十丁
 夏子台 十丁
 黃家店 二里五丁
 黃家舖 二十五丁
 柯家窩舖 一里十五丁
 小缸瓦子 二十五丁
 缸瓦塞 二十五丁
 下効河 一里五丁
 蓋平屯 二十五丁
 皮廠 二十五丁
 八里河 一里五丁
 海城 一里五丁

▲營口、十三山驛間 (三十五里二十丁)

營口起點	大房身	二里二十丁	田庄台	四里十丁
三道溝	小窪	二里二十五丁	双台子	四里三十丁
杜家台	胡家窩舖	三里三十丁	大羊圈子	七里五丁
下窪子	新甸子	一里二十丁	梁家屯	五丁
十三山驛		二十五丁		

▲蓋平、營口間 (九里三十丁)

蓋平起點	海山寨	一里十五丁	藍旗廠	三里十五丁
二道溝	營口	二里五丁		

▲岫巖、營口間 (三十六里二十丁)

岫巖起點	湯油河	三里十五丁	乾馬河	十五里三十丁
湯池	大石橋	四里二十丁	夏家屯	二十五丁

三刃子	一里五丁	王家屯	一里	營口	五里
-----	------	-----	----	----	----

▲九連城、大孤山間 (三十七里二十丁)

九連城起點	安車	二里二十五丁	三股溝	四里二十五丁
赤魚嶺	大東溝	五里二十丁	棹木山	四里十五丁
范家山	康家	三里二十五丁	大椅子圈	二十五丁
大孤山		六里二十五丁		

大孤山、金州間 (六十四里十四丁)

大孤山起點	藍家屯	一里二十五丁	林家地子	二里十丁
張家雞	大湖湖	二里十丁	青堆子	一里二十五丁
子家店	小孤山	二里十五丁	藍家店	二里三十丁
莊河	大鄭家屯	二里五丁	宋家牌子	二里五丁
坎子底	東奔	一里五丁	大高家屯	五里十九丁

皮子窩 二里
紅水城 二十丁
黃家屯 十二里二十五丁

關家店 六里二十丁
金州 二里二十丁

▲鳳凰城、海城間 (四十里九丁)

鳳凰城 起點
四台子 二里五丁
黃家甸 十六里

水大嶺根 二里二十丁
潘家峪 九里三十丁
柞木城 四里

海城 五里二十五丁

▲奉天、炭河口間 (百六十六里二十四丁)

奉天 起點
新隆站 六里二十四丁
撫順城 六里二十四丁

普魯 十五里
三岔河 三里
永陵 十二里三十丁

新賓堡 六里二十四丁
旺盛門 八里十二丁
崗山嶺 七里十八丁

通化 十九里六丁
楊家站 十九里六丁
小里石溝 二十三里十二丁

帽兒山 六里二十四丁
二道溝 五里三十丁
老嶺 十里

炭河口 十五里三十丁

▲陶賴照、阿什河間 (二十里十三丁)

陶賴照 起點
孤榆樹 三里二十六丁
新站 一里三十四丁

五常城 九里六丁
二道河子 三里六丁
阿什河 二里十三丁

▲伯都訥、賓州間 (八十六里二十四丁)

伯都訥 起點
雙城鎮 四十三里十二丁
阿什河 二里三十四丁

賓州 二十一里三十四丁

▲呼蘭、北園林子間 (四十三里十二丁)

呼蘭 起點
太平山 十里
朝陽堡 七里十八丁

北園林子 二十五里三十丁

▲海拉爾、齊齊哈爾間 (六十九里十八丁)

海拉爾 起點
哈克 四里十八丁
哈拉呼集 七里三十丁

們都克 六里十二丁 哈爾克 十里十八丁 伊爾克的 四里
 都哈圖 九里六丁 阿楊 三里三十丁 撒拉克塔 三里二十四丁
 庫々爾 七里二十四丁 齊々哈爾 一里二丁

二七四

第三十六章 郵便と電信（日清郵便差出心得）

牛莊、天津、芝罘の開港地に在りては、帝國の郵便局ありて、清國諸港間及び自國內地並に外國に對する郵便事務を取扱ひ居れり。而して滿洲に於ける支那郵便局の本局は營口にして、其支局は牛莊、海城、遼陽、奉天、双城堡、哈爾濱、呼蘭、阿什河、北團林子、齊々哈爾、錦州、新民廳、旅順、大連灣の十四個所に在り、其清國郵便税率の摘要は左の如し。

郵便物種類 重量 市内 市外 香港 聯合

書 狀	四匁又は其端數毎に	五厘	一錢	四錢	十錢
通常端書		一錢	一錢	一錢	四錢
往復端書		二錢	二錢	二錢	八錢
書籍及印刷物	一號又は一束 二十四匁まで	一錢	一錢	二錢(每ニテ)	二錢(每ニテ)
新聞紙		五厘	五厘	二錢(同上)	二錢(同上)
業務用書類	二十四匁まで	一錢	一錢	二錢(同上)	二錢(同上)
商品見本	二十四匁まで	一錢	一錢	二錢(同上)	二錢(同上)
通常書留郵便		五錢	五錢	十錢	十錢
到着証請求書留郵便		十錢	十錢	二十錢	二十錢
小包郵便	百三十三匁まで	五錢	十錢	—	—
郵便爲替	一弗に付	二錢	二錢	未發行	—

(備考)

- 一、市内税率は同一地方及び其附近に往復する郵便物なり
- 一、市外税率は前記以外の内國各地に往復する郵便物なり
- 二、香港税率は各郵便局と香港又は澳門、青島、旅順口及び膠州灣との間を往復する郵便なり

一、聯合税率は各聯合國との間を往復する郵便物なり

一、郵便物の重量を増加するに従ひ税率を變更する比例は種々あれども複雑なるを以て之を略し唯其單位のみを示す

一、郵便料は其全額を必ず前納すべし

一、各郵便局にて銅錢を受取る時は五厘切手を五文、一錢切手を十文、一錢切手を一千文の割合に計算す

又帝國郵便局の手を経る郵便物の料金は左の如し。

郵便物	本邦郵便局所在地		本邦郵便局所在地以外	
	重量	料金	重量	料金
書状	四匁毎に	三錢	十五グラム毎に	十錢
通常端書	一枚	一錢五厘	一枚	四錢
往復端書	一枚	三錢	一枚	八錢
定期刊行物	十六匁毎に	五錢		
印刷物	三十匁毎に	二錢	五十グラム毎に	二錢
商品見本	三十匁毎に	二錢	百グラム迄	四錢
業務用書類			二百五十グラム毎に	十錢
農産物種子		一錢		
書留手数料		六錢		十錢
發達(到着)證明手数料		三錢		五錢

又牛莊始め在清本邦郵便局と、内地との郵便物に關する重なる規定は左の如し

- 一、在清國本邦郵便局にては價格表記信書及び箱物の取扱をなさず
- 一、内國小包郵便として差出すことを得ざる物體及び關稅定率法其他の法令并に條約に依り輸出入を禁ぜられたる物品は小包郵便物として差出すとを得ず
- 一、日清間相互間に發着する小包郵便物の料金は三百匁迄三十錢、四百匁迄三十五錢、六百匁迄四十錢、九百匁迄五十錢、一貫二百匁迄六十錢、一貫五百匁迄七十錢とす
- 一、日清間發着の小包郵便物には其種類に依り關稅を課せらるべし。但し牛莊始め清國稅關にては其稅額半兩に充たざるものは課

稅せざるを以て、從價十兩以下の物品は無稅品として取扱はるゝなり。

- 一、在清國本邦各局所相互間又は同局所と其以外の各局所との間に取組む通常爲替は其證書一枚の金額制限を百圓とす
 - 一、以上の間に取組む通常爲替料は金額十圓以内は十錢、十圓を超過したる分に對しては十圓迄毎に十錢の割を以て加徴し又小爲爲替料は五錢とす
- 電信は支那全國到る所架設せられざるはなく、各地の都邑を連絡し、延て諸外國にも通ずれど、其架設の目的は、主として政治上軍事上に在るを以て、今尙ほ政府の使用を主とし、私信は地方に由り時間を限り之を許すを例とす。而して其電報料は一府州内を限り、一語十錢と定め、府州一省以内の地は、一語二十錢を徴收し、其他は一

省界を跨る毎に洋六錢を加徴す。又歐文電報は一語一省四十錢とす。其本邦滿洲各地間に於ける電報料及び電報局所在地を示せば左の如し。

盛京省 牛莊、奉天、旅順、金州

鳳凰城、錦州、邊門

二圓十二錢

吉林省 吉林、寧古塔、伯都訥、琿春 二圓六十錢

黑龍江省 愛琿、海蘭泡、齊々哈爾 二圓三十六錢

天津、北京、秦皇島 二圓

其他 芝罘、膠州灣 一圓八十八錢

清國が文明的郵便制度を施行したるは、日未だ淺きを以て、内地には聯絡の完全ならざるもの多し。故に是等の地には私設郵便局ありて、信書の發送を營むものあり、以て其不便を補へり。

第三十七章 滿洲内地の貨物運賃(驚くべき低廉)

滿洲内地へ貨物を輸入するは開港場たる營口の外、又浦潮斯德へ轉輸せられて、吉林、哈爾濱に到るものあり。殊に浦潮斯德は、從來自由貿易港たりしを以て、此港より我商品の哈爾濱に輸送せらるゝもの多かりしが、千九百一年以來、有税港に改正せられたる結果、浦港經由の我商品は、旅順口より哈爾濱に至るもの多きに至れり。浦港より哈爾濱に行くより、旅順口より哈爾濱に行く方、却て道程長く、從て運賃も高價なるに關はず、斯の如き現象を呈するに至りし所以は、

一、浦港に輸入するものは、入港の際、規定の税金額を税關に寄託し、國境通過に臨み、更に其納税金の却下を請求する手續

きを履まざるべからざるのみならず、又ボクラニイチナヤ驛及びグロデコフ驛間に於て、貨物積替の面倒あるに反し

一、旅順口には税關の設けなく、且つ一たび積込みたる貨物は直行して、哈爾濱に至る

難易の關係上よりして、寧ろ運賃に於て多少の高額を見るも、後者を選ぶに至りしなり。然り而して、旅順より哈爾濱まで、貨物を汽車積として送らんとするには、是非貨車一輛を借切らざるべからざる規定なりしを以て、少量の貨物を輸送するものは、數人連合せざるを得ざる不便ありたり。貨車一輛の積載量は七百五十布度、即ち約三千餘貫目にして、借入料は一露里五十哥約我五十五錢の割合なるを以て、旅順口、哈爾濱間を九百八十露里とすれば、合計五百〇四圓と爲る勘定なり。斯の如くにして哈爾濱に達する時は、一布度

即ち四貫三百六十八匁の運賃九十九錢と爲り、浦港よりする八十八錢に比し、差引十一錢の高賃率となるにあれど、此十一錢の差額は、浦港より送る種々なる面倒を償ふことゝなる故に、皆旅順口經由を好むに至れり。但し貨車一輛、一露里に對し五十五錢の運賃は普通外國品に對する賃率にして、若し貴重品なれば、約七十錢高率を徴せらる、又滿洲産品なれば、三十七八錢に割引せらる。一輛借切にて貨物を送るときは、荷主は無賃乗車を許され、自ら率領して行くことを得るなり。若し又、零碎なる貨物なれば、件數を以て論じ、一件の重量百二十斤とす。

滿洲固有の交通機關、即ち支那形船舶、若くは荷車に依て、貨物を運搬す。其賃金は頗る廉價なるに驚く程にて、本邦は勿論、西伯利亞に於ても、其比を見ざる所なり。先づ其陸運より述べれば。貨物

を運搬する車輛に二種あり。一は小形のものにして、覆を付け、一は大形のものにして、覆なく、何れも二輪あり。車體は頗る堅固に構造され、楡材又は櫟材にて作られ、車輪は帽子釘にて固め、輪鐵の厚さ八分、廣さ一寸六七分あり、之を引かするに馬、騾、驢の類を用ひ、小形車は五頭乃至七頭を以てし、貴金屬、阿片若くは旅客等の運搬に使ふ。大形車は、十頭乃至十二三頭を附し、綿布、金屬等の重量品を運ぶに用ゆ。今二三地方に於ける運賃の例を擧ぐれば

發着地	重量	賃錢
奉天より營口まで	一百斤に付	我五十錢乃至八十錢
遼陽より營口まで	同上	我五十錢
海城より營口まで	同上	我三十錢乃至四十五錢
齊々哈爾より愛琿まで	同上	我三十錢乃至四十錢

又外務省の調査せる所に依れば

發着地	重量	賃錢
吉林より寧古塔まで	一布皮即我四貫三百六十八匁に付	四十四錢
寧古塔より露領ポルターフスカヤまで	同上	三十錢
寧古塔より琿春まで	同上	三十三錢
吉林より伯都訥まで	同上	二十錢
伯都訥より齊々哈爾まで	同上	二十二錢
齊々哈爾より墨爾根まで	同上	十一錢
墨爾根より愛琿まで	同上	二十八錢
伯都訥より呼蘭まで	同上	二十二錢
齊々哈爾より海拉爾まで	同上	三十八錢

(以上は近來二劃位高騰せり)

牛莊より哈爾濱まで 同上 五十錢
 牛莊よりブラゴエチエンスクまで 同上 一四五六錢
 但し最初より此兩地を通じて契約するもの
 哈爾濱よりブラゴエチエンスクまで 同上 一四二三十錢
 但し前同斷、時々は六十哥を以て送るを得
 齊々哈爾濱よりブラゴエチエンスクまで 同上 六七十錢
 (以上は目今の相場なり)

而して大なる車輛は、一車二百五十貫目乃至五百貫目を積載し、一日能く七里乃至十里の行程を進む。斯の如く運賃の低廉にして、十貫目、十里に付値に五六錢に上らざるは、途中到る處、人馬の食料充分なると、且つは秋末より初春にかけ、農夫は他に家業なきを以て、概ね飼養の家畜を利用して、賦送に従ふに依るなり。只夏季に

至れば、降雨多く、道路泥濘なるより、運賃も幾分か騰貴するを以て、夏季は成るべく之を控へ、冬季結氷の候を待ち、低廉なる運賃を以て、貨物の速達を計るを常とす。
 次に水運に就ては、遼河、松花江、嫩江の二三を記さんに、是亦甚だ低廉なり。

發着地	重量	貨錢
奉天より營口まで	一擔(百斤)	四十錢乃至五十錢
鐵嶺より營口まで	同上	一四二三十錢
通江子より營口まで	同上	五十錢乃至七八十錢
開原より營口まで	同上	一四二三十錢
法庫門より營口まで	同上	三十五六錢乃至五十錢
新民廳より營口まで	同上	八九十錢

田庄台より營口まで 同上 二十錢内外
 遼陽より營口まで 同上 五十錢乃至八九十錢
 又外務省の調査に、北方の運賃は。

發着地	重量	賃錢
墨爾根より嫩江を下り松花江口まで	一布度即四貫三百六十八匁に付	四十四錢
呼蘭、白彥蘇々より松花江口まで	同上	二十二錢
三姓より松花江口まで	同上	十錢乃至十七八錢
吉林より松花江口まで	同上	八十八錢
白彥蘇々より三姓まで	同上	六錢乃至八錢
齊々哈爾より松花江口まで	同上	三十二錢

現今遼河を往復する、牛船、槽船は總て一萬三千艘に及び、一船能く七千斤乃至一萬斤を積み、又松花江、嫩江にありて、貨物の授受

を爲す船舶は、六百乃至七百艘あり、毎年夏季は四五回の往復を爲し、貨物集散の任に當る。貨物遞送の爲め、荷船を賃雇せんとするときは、最初貨物を發送するに際し、賃錢全額の半部を前拂ひし、其荷物の届地に到達の場合に殘額を皆済するを普通とす。終りに臨み、船便による貨物到達の日數を示せば

盛京營口間	五日	鐵嶺營口間	五日
通江子營口間	六日	開原營口間	六七日
法庫門營口間	五日	新民廳營口間	四日
田庄台營口間	一日	遼陽營口間	三日

齊々哈爾より嫩江を上り、墨爾根に至るに、水量増加し順風なれば二ヶ月を要し、下りは一ヶ月位なり、又汽船により、哈爾濱より松花江、黑龍江を下り、露領ハハロンスクに至るには、凡そ五日を要

すと云ふ。

第三十八章、滿洲の疾病（衛生上の注意）

冬期中最も流行するは、呼吸器病及び癩麻質病なりとす。肺結核は貧困者殊に若き婦人中に多く、其死亡數も亦從ふて少なからず。貧血症は、最も普通流布しつゝあり。手足等の凍傷は輕重種々あれど、貧困者は之が爲め、不治の疾病を招き死亡する者あり。春期近くに至れば、急激に氣候の變化を來たし、身體機關の動作活發を缺き、消化の不良を來たし、爲めに食慾進まず、隨て身體に幾分の健康を弱むるに至る、最も注意すべき時なり。尙ほ春期眼病患者の多きは、常に烈風沙塵を捲き散し、之が眼中に入るに原因す。夏は常に大氣乾燥し居るも、又屢々驟雨を來すことありて、此時分は、各種の下

痢症、即ち虎列刺、赤痢等に罹り易く、例年此が爲め死亡するもの甚だ多きを以て、飲食物、飲料水等に最も注意を拂はざるべからず。近來に至りマラリヤ病も亦、奉天附近に根着し、時々流行を來たすことあり。

附錄 滿洲渡航心得

第一 滿洲渡航の費用(東京より僅に三十圓)

帝國臣民にして帝國の領土を離れ、遠く外國に航する者は、其身體財産保護の必要上、旅行免狀の下附を、地方廳を経て外務大臣に請求せざるべからざるも、清國と韓國は我國民の飛躍に便にする爲め之が例外として自由に渡航せしむるを以て、滿洲に渡航するに就ても、旅行免狀下附の煩雜なる手續を履むことを要せざるなり。但し滿洲内地に進入して永久的に居住することは、夫々の條約もありて、特定の居留地若くは清國政府の外國移民を獎勵認可する區域にあらざれば爲不能ならずと雖も、畢竟是は表面上の事のみ、形式的の事の

み。殊に法令ありと雖も殆んど無きと等しき滿洲内地に於ては、何れの都會、何れの村邑に永住を企つるも各自の勝手たるが如き觀あり。今其例を擧ぐれば、日露戦争前我同胞の滿洲に在りしもの、牛莊は暫く措き遼陽に百二三十人、長春に三十餘人、外人の居住を殆んど絶對に認可せざる哈爾濱に五百餘人、旅順に三百人、青泥窪に三百四十餘人を始めとして、奉天、鐵嶺、開原、公主嶺、阿什港、積道阿子、海嶺、寧古塔等内地到る所の部邑に少なきは十數人、多きは百人以上の居住者ありて全計五千名の上に在りたり。而して是等の我先鋒隊は雜貨商、旅館、勞働者等種々の業を營み皆立派に生活を繼續せしなり。而して何人の之を咎むるものなく、殆んど我内地に住むと同一なりしを見ても、法令は徒らに一の空文に過ぎずして、何等拘束を受くることなきを知るべし。但し日露戦争中は軍

政の下に滿洲を統轄せらるべきを以て、平常の例を以て律する能はずと雖も、戦争其ものゝ目的が東洋の平和を維持すると同時に、又我國民の膨脹すべき進路の開拓にあるものなれば、或時期を經過せば、我有力なる國民の渡航せんことは、寧ろ政府の獎勵する所なるべし。

滿洲に渡航するには如何なる方法を取り、又幾許の費用を要すべきやは、渡航の決心を固むると同時に研究すべき問題なり。先づ其道順より述べんに、最初の上陸地を牛莊若くは旅順に採るものは直に日本郵船會社、大阪商船會社等の汽船に由て達すべく、其大東溝若くは安東縣に行く者は、今回大阪商船會社の開始したる、仁川安東縣線に頼るを便とし、又朝鮮より陸路を執らんとする者は、朝鮮の仁川、鎮南浦等に上陸し、平壤、義州等の諸市邑を經行し、鴨綠江

を渡るを良とす。左に各社汽船の航路を示さん。

郵船

神戸韓國北清線(二週一回)

定航は神戸、下關、長崎、釜山、仁川、芝罘、天津(又は太沽)牛莊、
臨時航は神戸、下關、長崎、釜山、仁川、芝罘、青泥窪、旅順口、天津(又は太沽)(冬期は秦皇島又は山海關迄)

神戸天津線(二週一回) 神戸、門司、芝罘、太沽間往復但し毎月一回往復長崎に寄港

神戸牛莊線(二週一回) 神戸、門司、芝罘、牛莊間往復但し毎月一回往復長崎に寄港

神戸牛莊線(毎月二回兩地出帆) 門司、青島、芝罘、牛莊行

商船

大坂鎮南浦線(毎週三回兩地出帆) 神戸、下關、釜山、木浦、仁川寄港(冬季仁川迄)

大坂群山線(毎週一回兩地出帆) 神戸、下關、釜山、馬山、木浦寄港

仁川安東縣線(毎月七回兩地出帆) 海州(臨時)鎮南浦、兼三浦、何日浦、梨花浦、龍巖浦寄港

即ち朝鮮より遼東地方に行くものは、大阪商船會社の汽船に搭ずるを便とし、又北清直航には日本郵船會社を撰ぶ方便なりとす。而

して郵船會社が此航路に使用する船舶は二千噸乃至三千噸のものを用ひ、船室美麗なるのみならず、船醫の乗組もあり、乗客若し病に冒さるゝ時は、藥價並に診察料を拂はずして、懇切なる治療を受けるを得べし。左に神戸より牛莊安東縣等に至る湮數及び船賃を示せば

▲神戸牛莊間の湮數

	仁川	安東	芝罘	旅順	太沽	牛莊
神戸より	九五八	一、二八九	一、三二八	一、三〇二	一、四七三	一、四四二
下關より	五一七	八四八	七八七	八六一	一、〇三二	一、〇〇一
長崎より	四五六	七八七	五六四	六三八	七三八	七八九

▲神戸牛莊間の汽船賃(日本郵船會社額)

一等片道 一等往復 二等片道 二等往復 三等片道

神戸より	仁川	四五	八一	三〇	五四	一〇
芝罘、旅順、青泥窪		五五	九九	四〇	七二	一五
大沽、天津		六五	一一七	四五	八一	一八

下關より	仁川	三八	六八	二五	四五	八
芝罘、旅順、青泥窪		四八	八六	三三	五九	一三
大沽、天津		六〇	一〇八	四〇	七二	一六

長崎より	仁川	三〇	五四	二〇	三六	八
芝罘、旅順、青泥窪		四〇	七二	二八	五〇	一一
大沽、天津		五五	九八	三八	六八	一四

(備考) 三等往復に割引なし ● 一二等洋食三等和食 ● 小兒四歳未満一人限り無賃
 二人なれば一人無賃、他の一人は四分の一、十二歳未満半額 ● 海陸軍人二
 割引、外交官及其家族一割五分引 ● 往復切符有効期限九十日

▲大坂、鎮南浦間の汽船賃(大坂商船會社船)

一等 二等 三等

大坂神戸より	釜山	一八、〇〇	一二、〇〇	七、二〇
馬山	同上	同上	同上	同上
木浦	二四、〇〇	一六、八〇	九、六〇	
群山	三〇、〇〇	二〇、四〇	一二、〇〇	
仁川	同上	同上	同上	
鎮南浦	三六、〇〇	二五、〇〇	一四、四〇	

下關より	釜山	一二、〇〇	七、八〇	四、二〇
馬山	一二、〇〇	八、四〇	四、八〇	
木浦	二二、〇〇	一四、四〇	八、四〇	
群山	二四、〇〇	一六、八〇	九、六〇	

右は通常賃金なるも同社の新造船京城丸、平塚丸、大禮丸は特別の待遇をなし一等船客には洋食を供し船艙も堅牢にて大なり其運賃左の如し

仁川	二四、〇〇	一六、八〇	九、六〇
鎮南浦	三〇、〇〇	二二、〇〇	一二、〇〇
大坂神戸より			
釜山	二四、〇〇	一五、〇〇	七、二〇
木浦	三三、〇〇	二〇、〇〇	九、六〇
仁川	四〇、〇〇	二五、〇〇	一二、〇〇
鎮南浦	四五、〇〇	三〇、〇〇	一四、四〇

▲仁川、安東縣間汽船賃

海州	五、〇〇	三、七五	二、五〇
鎮南浦	八、〇〇	六、〇〇	四、〇〇
兼二浦	一〇、〇〇	七、五〇	五、〇〇
仁川より			
何日里浦	一五、〇〇	一一、二五	七、五〇
梨花浦	一五、〇〇	一一、二五	七、五〇
龍巖浦	一六、〇〇	一二、〇〇	八、〇〇
安東縣新義州	一八、〇〇	一三、五〇	九、〇〇

即ち日本郵船會社線に據り東京より牛莊に行くものとすれば、新橋神戸間の汽車賃四圓十三錢、神戸牛莊間汽船賃十八圓、是に宿泊料、船賃等の雜費を加へて三十圓あらば優に彼岸に到達することを得るなり。而して汽船の下關に寄泊する時間は大抵五時間程にて、夫

三〇二
より六十餘時間を經過すれば芝罘に達し、凡そ一晝夜碇繋す。芝罘牛莊間は僅に十六七時間にて到達す。若し又旅順に寄港せざる汽船に乘じ旅順に行かんとする者は芝罘港に於て乗換ふべし。芝罘旅順間の航海に従事するものは東清鐵道會社の汽船及び英國會社の汽船等もあれど、是等は勢力微々として振はず、此間の航路は全く我掌中に在りて、芝罘より旅順、青泥窪、大東溝を往復する日本汽船には、肱川丸、康平丸、永田丸、瀬田川丸、寧靜丸、貫効丸、全勝丸、狭貫丸、錦龍丸、蓬來丸等あり、何れも日章旗を翻して盛に航海す。芝罘旅順間の船賃は大概三等約二圓五十錢位にして夜の九時芝罘を抜錨すれば、翌朝五六時頃には旅順に達す。旅順より青泥窪までは船賃我五十錢内外にして四時間にて達す又芝罘大東溝間は二十時間内外にて達するを得べし。而して是等の寄港地には西洋旅館の外、

本邦人の開業する者もありて、其宿泊賃は一圓乃至二三圓を通常とし茶代は各自の隨意とし別に一定せざること内地と異ならず。

第二 滿洲旅行の心得(必要携帶品)

滿洲旅行に要する携帶品は、氣候の寒暖に依り各自多少の差違あれども、從來の經驗に依れる重なる品目を列記すれば左の如し。

▲衣服及び寢具類

一毛布三四枚。一蚊帳、一空氣枕。一着替洋服。一雨衣。一襪衣。一洋袴下。一靴足袋。一手袋。

▲器具類

一懐中時計。一磁石。一寒暖計。一雙眼鏡。一拳銃。一鉄。
一西洋剃刀。一ナイフ。一水筒。一旅行用化粧箱、一藥罐。

一小鍋。一茶碗。一罐詰切。一栓拔。一卷尺。一雨靴。一アルコールランプ。一金屬製箸。一亞鉛製洗面器。一便壺。(滿洲にては各家數頭の猛犬を畜ひ夜間之を屋外に追放し置くを以て他所の者は夜間屋外に於て用便するは甚だ危険なる故に是非本品は必要なりとす) 一雜品入網籠の類。一支那カバン。

▲飲食品

一ビスケット。一鐵詰。一砂糖。一食鹽。一茶。一バター。一ブランドー。一煙草。

▲文房具

一筆墨硯。一鉛筆。一手帳。一紙類。一封筒。一名刺。

▲其他雜品

一齒磨。一楊枝。一石鹼。一西洋臘燭。一手拭。一ハンケチ。

一針。一糸。一油紙。一細引。一燻寸。一風呂敷數枚。一國旗。一曆。一晒木綿。

▲衛生用品

一寶丹。一清心丹。一キニネ。一創藥。一消毒ガーゼ。一體温器。

又内地發足前及び船中并に上陸後に於て、注意すべき件々を摘記すれば左の如し

- (一) 旅行免狀は不必要なるも、戶籍謄本は上陸後必要に付き、必らず携帯すること。
- (二) 行李貨物の積卸し及び税關通過の手續は、經驗ある旅館に依頼すべし。開港地の旅館は大概此手續に慣れ居るなり。
- (三) 乗船手續の不案内なるに乘じ、開港地所在の旅館下宿屋等

と結托し、親切に渡航の周施を爲すが如く装ひ、種々の口實を設け、汽船賃又は手数料を詐取する者多きを以て注意すべし。

(四) 芝罘には日本の郵便局あり又海底電線あるを以て、此處に到着せば牛莊等にある知友に乘船發航の期を報知し、先方へ到着の時出迎を求むる様爲すべし。

(五) 貨物を携帶して牛莊に上陸する者は、別章にある牛莊税關手續を履まざるべからず。

(六) 滿洲内地を旅行するには、先づ發程せんとする地の帝國領事館に至り、内地旅行免狀即ち護照の下附を請求し、通路の地方衙門を訪問して之を示めし、其保護を乞へば、安全と便利なり。

(七) 滿洲所在の官衙より、兵士等を附して道中を護衛し與るゝ

時は、兵士に少許の心附を爲すも良し。又別袖に際し自己の名刺を托し歸らすべし。是其兵士を附隨せしめし上官の厚意に酬ゆる挨拶なり。

(八) 拳銃等の護身具は成るべく秘密に所持すべし。

(九) 銅錢は常に五千文位は携帶すべし、大なる貨幣は流通不便なり。

(十) 宿泊地に成るべく早く達する様爲すべし。日暮れては道中困難と危険あるのみならず、城門閉鎖されて市内に入る能はざることあり。

(十一) 所謂滿洲式宿屋の泊賃は二食附付にて二百文内外を普通とし、此外水錢即ち茶代を遣る慣習あり。其額は一定せざるも五十文乃至百文も遣はせば上等客なり。支拂は朝出發前に爲す

べし。

(十二) 車馬人夫等を雇入るゝ場合には、其行先き、人数、役務等を記せる約束書を取置き、後に至り紛紜の生ずるを避くべし。
(十三) 支那船に乗る場合は、乗組員より公然酒錢を請求する風習あり。乗船期の長短に依り差あれど、二十文乃至五十文も遣れば良し。

東亞の
大寶庫 滿洲案 内終

明治卅七年十月廿八日印刷
同 年十一月一日發行

東亞の滿洲案内奥附
大寶庫

正價卅五錢

著作者 今井忠雄

東京麴町區有樂町三丁目二番地

發行者 增田義一

東京麴町區有樂町三丁目一番地

發兌元 實業之日本社

東京京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷者 佐久間衡治

東京京橋區西紺屋町廿六七番地

印刷所 株式會社 秀英舍

大寶庫所 東京堂 東海堂 北隆館 上田屋 良明堂 至誠堂

不許
複製

征露實真畫帖

▲每月十七日發行
▲一冊廿錢郵稅共
錢▲三月分郵稅共
六拾錢半年分壹圓
拾七錢▲切手代用
一割増

◎第壹編(八月廿一六版)◎第貳編(九月廿一再版)◎第參編
七月十 七月十 七月十 七月十 七月十 七月十 七月十 七月十 七月十 七月十
七月十 七月十 七月十 七月十 七月十 七月十 七月十 七月十 七月十 七月十

▲大本營寫真班攝影の戰地寫真。陸海高級武官の秘藏に
係る戰地寫真。歐米畫伯の靈腕に成る傑作。及本社特派
員の戰地寫真等を網羅したるもの實に獨得の珍品也

征露戰報

千古未曾有の大戦に際し之が記録を備ふるは後世子孫に對する今人の義
務なるべし、征露戰報は生命あり精神ありて萬世不滅の戰史なり、故に
何人の家庭にも保存せらるべき絶好の戰史なるを確信す、全國諸新聞筆
を極めて激賞措かざるは以て之を證するに足る、滿天下の愛國家必ず座
右に備へられんとす。▲壹 口繪每號廿枚 鮮明美麗戰場の
光景見るが如し

每月三回發行
一冊郵稅共拾
壹錢三月分郵
稅共九拾錢半
年分壹圓七拾
錢

實業之日之日本社 大東 東京 東海 隆北 隆館 良明 堂上 田屋 町有 樂町 一三

實業之日 書籍目錄

東京麴町區有樂町三丁目一番地

實業之日日本社

戰時萬人必讀の快書

實業之日本社編纂 (好評忽再版)

近世十大戦争

全一册

◎正價卅五錢◎郵稅六錢◎切手代用一割増

内容

- ▲クリミア戦争
- ▲露土戦争
- ▲普佛戦争
- ▲伊太利獨立戦争
- ▲鴉片戦争
- ▲米國南北戦争
- ▲智利白露戦争
- ▲米西戦争
- ▲南阿戦争
- ▲聯合軍北清戦争

戦争は國民に如何なる教訓を與ふる乎、近世十大戦争は能く之を示す、今や征露の軍起り全國を擧げて一大兵營たるの時、萬人共に思慮を練り雄物の英氣を養はざる可らず、本書は即ち最も之に適切なるもの、近世十大戦争に伴ふ興亡の感慨、英雄の鶴圖、猛將の戰略、義士の俠血、戦争の慘狀皆收めて此一書に在り、若し夫れ文章の痛快淋漓なるに至ては龍騰虎躍、雷轟電擊、眞に神飛び魂舞ふの感あらしむ、而して幾多の感興と訓戒とは紙上に溢る、戦時國民の必ず一讀せざる可らざる快書。

金澤商業學校教頭 中野觀象君新著

最新 外國商業地理

▲大版全二册▲上製金文字入
▲正價五拾五錢
▲郵稅拾錢

商業に志す者の商業地理を知らざる可からざるは尙航海者が航海術を知らざる可からざるが如し、本書の特色は(一)勉めて趣味を豊富ならしめたること。(二)常に日本を觀察點として世界を説きたること。(三)最新の事實を正確に列叙したること。(四)内部の文字排列体裁等に注意したること。(五)是迄の地理書に少なき交通の關係に力を入れたること。(六)文部省告示地名人名取調書に基きたる初めての商業地理なること是なり。又以て本書の眞價を知るべし。

高岡商業學校教頭 宮田千年君新著

製本 成る 世界商業史綱

▲大版全一册
▲上製金文字入
▲正價六拾錢
▲郵稅拾錢切手一割増

本書は夙に歴史眼に於て好評噴々たる宮田千年君が世界各國商業の起源、發達、盛衰、并に工藝、技術、航海、殖民等の消長を極めて簡潔に叙述せられたるもの、一讀直に古今商業界の大勢に通曉するを得べく、且商業上の觀察力を養成するを得べし、殊に著者は主として經濟思想の變遷、商業政策の適否を論ずる點に於て意を用ひたれば、單に學生のみならず苟も世の公共的商業機關に關係するもの并に商政に志すものは是非一讀せざる可らず。

商業學士 小林行昌君新著

製本 成る 英和實用文教科書

本書は英和實用文を身に着け、筆を揮つて、文を記し、又極めて便利ならしむるを以て目的とす。故に英文書翰の組織、種類、例題等は言ふに及ばず一々解剖して其結構を示し、且つ商用上必要の熟語は悉く之を列挙して遺憾なからしめ、以て應用の才を養成するに容易ならしむ。蓋し英和商用文としては完全無比の名著と謂ふべし。

商品學專攻 渡邊久太郎君新著

商界最新 寶典 商品教科書

▲商失敗の原因 商品は商品に關する 智識の缺乏に在 商品の智識なきは我國商人の大缺點也
▲本書 内外商品の名稱性質製法產地産額栽培貯一切の事項を説明し明細詳實に商家の獨案内として 學生の教科書として 唯一の良書也

▲全一册
▲正價五拾錢
▲郵稅八錢

商業學士 小林行昌君 早稻田大 七三長吉君共著

最新 發行 商業經濟學

本書は純正經濟學を最も簡潔平易に記し、その成るべく理論に偏せず、例を日常生活の事實に採り、且つ勉めて我國現行制度を參照し、以て實地に適切ならしめんことを期せり。經濟學を研究せんと欲する者の捷徑蓋し之を措て他に無かるべし、而して文章の流暢明快なるは本書の一大特色とす。甲種商業學校、中學校、師範學校の經濟教科書に適するは勿論、斯學研究者の爲めには空前無比の良著と謂ふべし。

◎全一册
◎正價四拾錢
◎郵稅六錢

法學博士 天野爲之先生校閱 早稻田大 七三長吉君新著

製本 出來 應用經濟學

經濟學の必要愈々増加するの今日、萬人に最も緊切なる應用經濟學の良書なきは方今の一大欠點也。著者茲に慨する所あり、本書を公にす。其内容の良好なるは敢て鼓吹せざるべきも、只た其特色を一言せば、(一)簡明にして極めて實際に適切なものと、(二)學理に偏せず理論に走らざること、(三)文章の流暢平易にして愉快に通讀せらるゝと是れなり。江湖の大歡迎を受くるは弊社の堅く信じて疑はざる所也。

◎大版全一册
◎正價四拾錢
◎郵稅六錢 ◎切手代用一割増

最新の成功 最高の精評論

實業之日本記者 石井白露君新著

(新刊)

成功の解剖人物論

最新成功十傑

◎口繪に十傑肖像挿入

◎全一冊美本
◎正價五拾錢
◎郵税六錢
◎切手代用一割増

鋼鐵王 (成功の典型)

トラスト王 (英雄的)

石油王 (怪奮的)

鐵道王 (建國的)

月給王 (奇才的)

鑛山王 (冒險的)

護謨王 (多能的)

砂糖王 (移民的)

煙草王 (一貫的)

商業王 (品性的)

人物は最新。成功は最大。觀察は機警。評論は精嚴。文章は絢爛。一たび卷を開けば威奮激勵血躍り肉動くの感あるべし。若夫彼等十傑が依て以て成功せし顛末に至りては縦横解剖、極力描寫、成功の順路、原動力、要素、秘訣、成果、性格悉く論評して餘蘊なく經歷面目紙上に活躍せり。眞に立志興奮の快著なり。

金澤商業學校教頭 中野觀象君著

好評 實用商業書信文範

◎全一冊
◎正價四拾錢
◎郵税八錢

商業書信の巧拙は直に損益に關係あるを以て、之を認むるの技能は商人に必須なる資格の第一に數へらる。是を以て成功を希望する商人は商業書信の習熟を怠らざる。本書は通報文、注文申込文、協商文、依頼文、請求文、勸告文、慶弔謝禮文、雜文の八部に分て文例二百を集録せり、而して其文牘は商用書信に最も必要なる簡易と明瞭とを主とし、且つ卷末に商業用語數千を振假名イロハ別にて添へたり。故に實地應用には極めて便利にして眞に實業世界の文章範疇なり。

鹿兒島商業學校教頭 樺山純一君著

新刊 英文簿記例題

◎全一冊大版
◎正價貳拾錢
◎郵税四錢

英文簿記の例題に關する良著なし、本書は簡より漸次繁に移り、十二ヶ月の例題を假設して、最も簡易明瞭ならしめたり。教科書としては蓋し最良のものならん。

金澤商業學校講師 高間昭君 上田多仲君 中宮佐久太郎君 共著

再版 最新珠算全書

全一冊 大版
正價 卅五錢
郵稅 六錢

珠算は萬人に最も必要なるも未だ良教科書なく、又自修に便利なる好著なし、本書は此缺點を補はんが爲めに著はしたるものにて何人も之を一讀せば珠算に熟達するを得べし。珠算に巧妙ならんと欲せば速に之を繙くべし。

早稻田大學商科講師 土屋長吉君新著

新刊 簡易商業學

上下二冊
正價 四拾錢
郵稅 八錢

本書は商業に關する最も必要の事項を簡潔明快に叙説したるものにて上巻には商業の意義及種類より商品。商人。商業使用人。會社。資本。商業登記。度量衡。貨幣及利子。手形。營業の方法等を説明し。下巻には賣買。運送業。銀行業。倉庫業。保險業。外國貿易。商業に關する法規等を平易に説きたる者にて商業學を修むるの入門楷梯也。

岳淵生新著 (近代の精神的名著)

萬人必讀 品性の光輝

◎三百五十頁
◎正價卅五錢
◎郵稅 六錢

品性は人生の至寶也。而も滔々たる天下品性の眞價を知る者極めて少なし。岳淵生深く茲に感ずる所あり、獨特の健筆を揮ひ滿腔の熱血を注ぎて人格の眞髓品性の大本を説く其意蓋し時代に新精神を扶植し青年に新生命を注入せんとしたるもの立論精緻文章雄渾。一讀すれば精神覺えず奮興し。再讀すれば氣品自から崇高となる。眞に精神修養の一大良書也。

野田 成多 成身訓

全一冊
正價 參拾錢
郵稅 四錢

著者多年の苦心を以て青年の教訓に必要な泰西偉人の善行嘉言を蒐輯し今や漸く大成して之を世に公にす文章平易巧妙實例の人物は古今に涉りて殆ど網羅せざるなく加ふるに有益なる成功訓言を以てす眞に生命あり活力ある最良の立身訓也。一たび之を繙かば偉人を眼前に見、金言を耳邊に聴くの感あらん。

米國富豪自助的グラハム翁書信（實業之日本社翻譯）

好評七版 成功者處世教訓

◎正價四拾錢
◎郵稅八錢
◎特別上入金文字入五十五錢

（本書內容）

▲大學教育の死活を説く書 ▲學生の通弊を戒むる書 ▲教育の實地應用を示す書 ▲大學卒業後の處世法を教ゆる書 ▲實業生活上の注意を與ふる書 ▲時々の貴重なるを教ゆる書 ▲人に對する用意を教ゆる書 ▲結婚に關して注意を與ふる書 ▲成功に達する途を教ゆる書 ▲儀容の必要を説く書 ▲職業撰擇の必要を説く書 ▲顧客に對する注意を教ゆる書 ▲卑屈を戒むる書 ▲投機の危険を戒むる書 ▲社交に耽るの恐を戒むる書 ▲妻に對する注意を與ふる書 ▲品性の高潔思想の雄邁を以て有名なるグラハム翁が自ら成功したる如く愛子の成功を祈る餘り、其子の學生時代より卒業後實際社會に入りたる後に至る迄隨時長句活躍、眞に生命ある成功訓なり。世の父兄子弟の爲めには一讀萬金に値する世界最近の一大良書にして、米國にては發行後忽ち廿五版を重ね、英國にては三十萬部賣盡せる大評判の名著なり。

◎右の原書英文

正價卅五錢
郵稅四錢

米國富豪カーネギー翁著
日本男爵澁澤榮一君序

小池靖一君譯

大好評 實業の帝國

◎附録カ翁評傳
●全一冊（大版美本）
▲正價三十五錢 郵稅六錢

本書大綱目

第一章 實業成功の途。第二章 人生と勤儉。第三章 資本と勞働の共同利益。第四章 致富の途。第五章 富及其使用法。第六章 實業とは何ぞや。第七章 實業の鼎足。

赤手を以て巨億の富を作り、鋼鐵大王として雷名を世界に轟かせたる米國の富豪カーネギー氏は實業の帝國と題する一書を著述して之を世に公にするや喝采雷の如く熾んに歐米人士の間に愛讀せらるゝに至れり。本書は則ち之を翻譯せるもの議論嶄然として意表に出て着想奇抜にして見識非凡而も其意氣颯爽として高風の欽すべきもの書外に溢る。一たび之を讀めば心胸豁然として身は偉人と相語るの感あるべし。若し夫れ彼が自己の經驗に徴して成功の秘訣致富の要道を説くに至ては釋然として首肯するものあらん。實に近世絶好の快著也。

米國富豪カーネギー翁著 伊藤重治郎君譯
日本男爵岩崎彌之助君序

好評 富の福音

◎全壹冊（大版美本）
◎正價 四拾錢
◎上製金文字入 五拾五錢
◎郵税八錢（切手一割増）

本書は米國實業界の霸王カーネギー氏が全腹の精神を傾倒して滿天下の青年、學者、貧者、富者、實業家、資本家、使用人其他社會各級に向て教訓を垂れ猛省を促さんと欲して述作したるもの、且つ附するに彼れの「自叙傳」を以てす彼が滿身の心血悉く凝て此一書に在り。眞に是れ天來の福音不朽の大作と謂ふべし。一たび卷を繙かば一字一金、一句一玉の文字、而して彼の面目、理想、主義、人生觀に至る迄悉く眼前に活躍して紙上聲あるを覺ゆ。苟も當世に志ある者は須からく本書を讀め。

土屋長吉君新著

好評 商家繁榮策

◎全一冊
◎正價五拾錢
◎郵税八錢
▲切手代用一割増

繁榮致富を希望する全國の商家は須からく先づ此一本を購讀せよ、本書は斯道の専門學者として盛名夙に噴々たる土屋先生が我商家に繁榮致富の基礎たる商業實務の智識乏しさを慨し、且つ文明の進歩と共に商家の經營も亦刷新改良せざる可らざるを感じ多年調査研究の結果遂に此大著述を成すに至れるものなり、説く所商人の修養より業務の撰擇、開業、店舗、店員、商號、營業の組織、資本の元入及利用、商店の管理、事務の整理、陳列、書狀、帳簿、家政、交際、商策、相場、仕入、荷受、荷造、鑑定、掛引、廣告法、手形及株券の運用、金融調和策等全篇十二章、九十餘節、約四百餘頁に涉り、萬般の方策經營法等を此一冊に網羅して實に明細詳密を極めたる近來の大著述なり、本書を讀み且つ實行する者は繁榮致富疑ひあるべからず、眞に是他に比類なき商家の大燈明臺也。

金澤商業學校々長 永野耕造君新著

家庭 商業修身訓

◎上中下三冊大版繪入
◎正四拾五錢 一冊十
◎郵稅八錢(一冊四錢)

著者商業道德を研究せらるゝと多年、未だ斯道に關する良書なきを歎じ、種々苦心の末、茲に一般商家の子弟と商業學生の爲めに最も適切なる修身訓を著述せられたり、蓋し商業學校の教科書として將た商家子弟の讀み物として興奮的教訓書の最新最良のものと謂ふべし。

米國女 米國女 ペエン氏原著 實業之日本社翻譯

婦女 寶典 女子處世訓

◎三百五十餘頁
◎正價卅五錢
▲郵稅六錢
◎切手代用 一割増

本書説く所、最も穩健なる常識を以て、女子の義務及び成功術を教へ。總べて理論に偏せずして實踐躬行を旨とし一に著者の目睹せる事實を列舉して、丁寧親切なる解釋と、適切明敏なる教訓とを與へたり、文章の流麗にして字句の妙味ある近來絶へて見ざる所、眞に婦人讀書中の最好なる典型と謂ふべし。是を以て本書の一たび出づるや、米國の各女學校は争ふて之を教科書と爲し、廣く婦人社會に歡迎せらるゝに至れり、苟も婦人は、勿論男子も必ず一讀せざる可からず。

農學博士 酒匂常明先生新著

最近 三編 實業論

◎全一冊大版
◎正價卅五錢
◎郵稅六錢

二十世紀は實業の世界なり今や東洋の天地富源の開發すべきもの甚だ多し酒匂博士茲に見る所あり清韓兩國を漫遊して親しく其風物を觀察し以て此の著あり觀察奇警、着想斬新、引證該博、議論正大、要を摘み華を集む苟も東洋の實業に志ある者は三讀せよ。

農學博士 恩田鐵彌君 農學博士 矢田貞吉君共著

最近 實用栽培論

◎全一冊大本
◎正價上製七十五錢
◎郵稅並製八十錢

◎本 六十餘種の作物に就き土地氣候との關係、種類の選擇、栽培法、日新の學理に基き實驗の實際に適用の利益を増加せんと欲するものは勿論の結果に徴したるもの實際に適用の利益を増加せんと欲するものは勿論農學生、農事講習生等は是非必讀の好書也。

實業之日本社編纂

三版 成功錦囊

◎全一册
◎正價參拾錢
◎郵稅四錢
△切手代用一割増

内容

- △如何にせば成功すべきや
- △成功に必要な七大習慣
- △成功に必要な資格
- △處世術と成功術
- △成功と結婚
- △友誼と成功
- △樂天と成功
- △成功ある一日
- △成功の二大要件
- △成功を望む者の一大鐵針
- △職業選擇の秘訣
- △成功的健康法
- △懶惰癩癩治法
- △成功すべき青年の特徴
- △成功の福音
- △成功すべき主人の心得
- △成功術と廣告術
- △成功小言

夙に江湖の大喝采を博して雜誌「實業之日本」に毎號燦爛たる光彩を添へたる成功に關する幾多の材料中最も有益にして且つ趣味ある十八大雄篇を集めたるもの、一たび之を繙かば豁然大悟、奮然興起、成功の風雲四邊に湧起するを覺ゆ、失敗を避けて成功を望む者の必讀すべき良書也。

桑谷克堂著

歡迎 致富家之面影

◎口繪富豪肖像挿入
◎全一册 美本
◎正價五十錢
◎切手一割増 ◎無送料

本書は當代の富豪岩崎、澁澤、安田、大倉、古河、淺野、高田、雨宮、藤田、村井等十數名の眞面目と其成功したる秘訣とを描きたるもの雄渾奇拔の筆を以て縦横無盡に描寫論評したる所麻姑痒を搔くの感あらしむ、實に絶好の快著也

正岡藝 陽君著 致富成業策

◎全一册
◎正價金參拾錢
◎郵稅四錢

本書は雄渾の思想、勁拔の文章を以て當今の時世を傲視せる陽正岡君が、現代青年の岐路に煩悶彷徨せるを歎じ、致富成業の道に就て滿腹の畫策を傾瀉せるもの、議論雄大、着眼機警、失望せる者依て以て力を得べく、迷へる者依て以て道を知るべく、新に進まんとする者は依て以て教誨提撕の光明を得べく、新涼燈下之を繙かば骨動き肉躍るの思あるべし。

●商界の一大缺陷始め救はる

カーチ成功の小は大は智識に比例す本書は成功の基最大智識礎たる商業實務の

商業學士小林行昌君下平精一君共著

(刊新) 最新英國商業實務

▲荷も商業家銀行會社員商業優講師學生は必携の寶典

美裝クロース金文字入美本
全一冊 大 本
正 價 一 圓
二 十 錢
◎郵稅 十 錢
小包料

商業の股を世界第一とす英國摸範たり然るに我國には未だ其編太盛確實は英國商業の實務は各國の摸範著なく本書は實に暗夜を照す
陽として出てたるもの個人商家の實務より會社事業の執失敗を招
務に至る迄懇篤詳密を極む本書未讀の者は必ず實務に

早稻田大學講師 土屋長吉君著

好評 最新 商業實務 全一冊 大本四百五十頁
正價 上製八十五錢郵稅拾三錢
並製七拾錢郵稅拾錢

◎本書は發行以來意外の好評を博し各地商業學校の教科書に採用されたるもの既に十數校に及べり、又以て本書の眞價を知るべし、尙左評に徴して内容の如何を見るべし。

◎時事新報評 本書は土屋長吉氏の著にして商業上の學理と實際上の要項とを論述せしものにて先づ汎論に於て商業に關する理論を簡明に記し更に進んで各論に移り銀行、倉庫、鐵道、海運、保險等各種の商業に付き其本分より執務手續を叙し尙ほ商業上必要なる手形證券類の雛形を示し之が解説を施し敘事明確行文平易にして斯學修業者又は實務家の好參考書なり

◎中外商業新報評 本書は世に普通なる同種の書籍と趣を異にし列記の方法繁簡の程度宜しきに適ひ商業の梗概を會得するに最も便宜なるの書なり第一編に於ては商業、商品其他商人、會社及資本等の意義を説明し第二編に於ては銀行、倉庫、鐵道、海運業、保險業及商業機關等に就て説明を與へたり

實業之日本社編纂

◎口繪に書中記載の人物肖像挿入

再版

實業家人物の解剖

◎全一冊
◎正價五拾錢
◎郵税八錢

▲切手代用一割増

本書は當代知名の實業家四十五名の人物に就き直言直筆縱横論評したるもの、其性格面目の紙上に躍如たること天下復た本書の右に出づるものなし、一讀覺えず快哉を叫ばしむ。

鈴木光次郎君新著

再版

現代名家流奇談

◎全一冊
◎正價參拾錢
◎郵税四錢

現代知名の百家に關して最も傑出せる珍聞奇談を集めたるもの、政治家あり、實業家あり、婦人あり、學者あり、軍人あり、醫師あり、美術家あり、教育家あり、宗教家あり、社會のあらゆる階級に亘り、人生のあらゆる滑稽を網羅す、一讀失笑、再讀大笑、三讀絶倒、幾回繰くも巻を掩ふに忍びず、加ふるに文章の流麗にして美觀あり滑稽にして趣味あるは實に以て當代の珍とするに足る。

神戸高等商業學校講師竹内正太郎 村瀬玄兩君共著

好評 三版

最新商業簿記

◎全一冊 大版
◎正價參拾錢
◎郵税六錢

商業簿記に關する著書少なからずと雖も繁簡精粗宜しさを得ず加ふるに何れも獨習に不便にして且つ應用に困難なるが如し本書は此缺點を補はんが爲めに著者多年の研究と實地教授の經驗によりて新に簡便なる方法を案出したる良著也何人も一讀直に了解するを得べく實地應用には極めて適切也

野原徹輔君著

好評 三版

實家計簿記

◎全一冊
◎正價卅錢
◎郵税四錢

本書は一家收支の狀態を明かにし家計の整理に資せんが爲めに著はせるものにて最も簡易明瞭に説明し婦女子と雖も容易に了解するを得せしむ苟も家を治め産を興さんと欲する者は須からず本書を一讀して速に應用せんとを

法學士島村孝三郎君著 (好評再版)

最新經濟學

▲大本全一冊
▲上製金文字入
▲正價壹圓拾錢
▲並製九拾錢

本書は學說最新最近、分類詳密明確、材料該博豐富、文章流麗明快にして殊に從來紛々たる經濟上の疑問を解説したるを以て本書一卷を讀めば經濟學の全般に通曉するを得べく、他經濟書數十卷を讀むに優るべし、實業政治家の顧問にして受驗者及學生の爲めには實に虎の巻なり

法學士田代循君著

銀行及外國爲替論

▲大本全一冊
▲上製金文字入
▲正價九拾錢
▲並製七十錢

本書は銀行に關する理論と實際との調和を計り以て實務の應用に資するが爲に著したるものにて書中往々本邦銀行界に於ける時弊を指摘して縦横之を論断し且つ銀行史を挿み我國各種銀行の發達を説き加ふるに信託業務より荷爲替に至る迄平易明快に解説し、殊に最も複雑にして解し難き外國爲替を理論と實際とに徴して明瞭に説明せり材料最新、文章流暢、結構亦整備せる好著也

珍書 實業家人物評論 三版

全一冊 クロース金文字入 美本 特別減價 四十錢 送料共

◎口繪には書中に評論せる人物の肖像(寫眞銅版)を挿入す
本書論評する所の實業家卅餘名皆是れ當代實業界の樞機を握れるもの其性格各人各色、出身の途、出世の緒、固より相異なるを以て既に人物に於て面白からざるを得ず而も一枝の筆此人物を捉へ來て其性格を察し、其行動を觀、其進退を説き、其面目を描く、觀察の精、描寫の密、流麗の文を以て評し去り論じ來る所眞に快絶痛絶所載の人物紙上に躍如として恰も目前其人に接するの感あり一度此書を手にせば遂に夜を徹するに至る實に近來の珍書也

(蝴蝶庵主人著)

商界の奇傑

全一冊 大版 四百五十頁 郵稅共六拾錢

是れ有名なる商界の奇傑を捉へ來て其閱歷性行を描けるもの、著者獨得の健筆紙背尙餘蘊あるを覺ゆ、維新紛亂の際に當り天敏の商才と不敵の大膽を以て一代の巨富を成す、奇變百出、遭遇萬化、奇男子快男子活躍讀者に迫る、其面白きと到底小説の及ぶ所に非ず、一たび之を讀めば巻を掩ふに忍びざる一大快書也

成功の父致富の母 實業之日本

材料豊富 趣味饒多

「實業之日本」は發行以來近時刷新にして趣味と實益とを兼備せる本邦唯一の實業雜誌として、江湖より非常なる歡迎を受けたるは竊に榮とする所也、依て今回更に材料を豊富にし記事を精撰し、以て世上の厚意に酬ふんとす。幸に愛讀あらんとす。

- ◎表紙 比較地圖及び圖表は毎號變改して日本府縣并に世界各國の實業經濟の發達趨勢を密かならしむ。是れ本誌獨得の新案也。
- ◎口繪 精巧なる寫真銅版を以て内外知名の實業諸大家の肖像を掲ぐ、莊重にして清澹親しく其人の風采に接するの感ありしむ。
- ◎社説 經濟財政に關する本社の見解を發表し、侃々の議論を論議せず蓋せず實業界を以て適歸する所を知らしむ。
- ◎論説 經濟財政に老練なる諸名士及び農工業に精通せる諸大家の意見を紹介し、以て學理を闡明し實際の運用に資す。
- ◎資務 廣く實業上の事項を調査し内外實業の發達及び趨勢を比較論評す、調査精確表紙と相俟て完璧となす。眞に天下の逸品。
- ◎實業 銀行會社及商店工場等の經營法を始め農工商に關する實務執筆の方法を説明し、以て彼の理論に就り實際に堪ふるを導き事に當て遺漏なきを期せしむ。

- ◎翻譯 歐米各國經濟大家の名論卓説を譯したるもの、坐ながらにして能く海外名家の新説を知るを得べし。
- ◎逸話 内外實業家の群像を掲ぐ、若實老練なるは以て青年の模範とするに足り、勇略壯憤なるは以て一部の立志篇たるべし。
- ◎家庭 實業界諸名士の珍談奇聞を掲ぐ、文辭輕快愈々出て、愈々妙、究へず頭を解く。
- ◎人物評論 當代實業家の家庭を抽出して縱横餘蘊なし、富貴の來歴家世平生の動作及致富の山來並に夫人の面影等を知らしむ、眞個青年の活模範。
- ◎經濟談 實業界知名の士を捉へ來て忌憚なく其の真相を論評す、人物の性格紙上に濯如たり、筆鋒鋭利にして觀察公平。
- ◎成功の棗 親しく實業諸大家に就て其經歷を遠記したるもの、記事精確以て一部の實業史にるべく、波瀾疊疊以て一篇の活小説たるべし。
- ◎青年と實業 内外大家の成功せし秘訣、並に斯道研究者の名論卓見を廣く蒐集して成功を希望する者の參考に供せんとす成功の秘訣説き盡し論じ去て餘蘊なからしめんことを期す。成功を志む者の爲めには眞に暗夜の燈明航海の羅針也。
- ◎雜錄 實業に志す青年の爲め特に必須有益なる材料を掲載して大に啓發する所ありむ、實に一讀三嘆の價値あるべし。
- ◎新報 農工商に關する諸大家の執筆に係るもの、長篇短作初も實業に裨益するものは之を掲げ以て當業者の參考に供す。
- ◎定價 經濟財政に關する内外諸般の事實を網羅して餘す所なし、報道正確而潔明快、而かも能く他日の保存に適す。毎月二回二日、十五日發行、一冊郵税共十二錢、十二冊(半年分)一四廿五錢、廿四冊(一年分)二四六十錢、郵券代用一割増。

發行所

東京麹町區有樂町三丁目一番地
電話本局 五百十四番 實業之日本社

法學士松崎藏之助君校閱◎在大學院社會政策學部攻守屋源次郎君著

獨逸社會史

●全 壹 冊
●正 價 四 拾 錢
●郵 稅 六 錢 ◎切手一割増

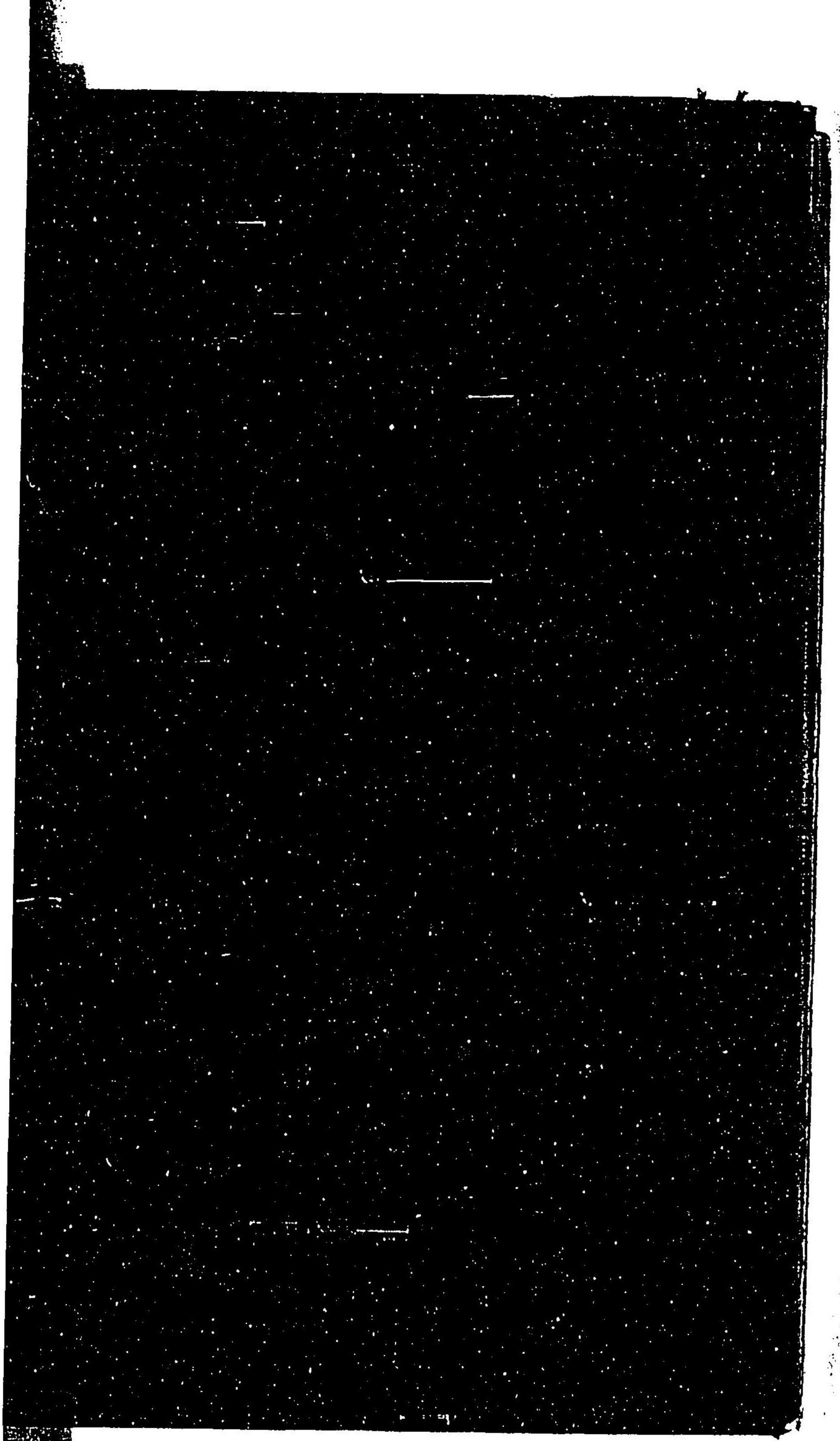
獨逸帝國統一以來其文物制度其他萬般の事急速の進歩をなし併然として列國に秀
てたり。就中同國に於ける社會主義及社會運動は最近の經濟學理を基礎として
發見したるものにして、所説穩和、秩序、然、他國の斯問題を研究するものにして、好
資料たり。本書は守屋法學士が同國經濟政策を歴史的に研究したるものにして、好
方策を詳論せり。特に其文章は脆麗流暢明々として誦すべきものあり。社會問題
の漸く熾ならんとする今日本書の如きは他山の石として誦すべきものあり。社會問題

實業家奇聞錄

全一冊特別
減價郵稅共
廿五錢

本書集むる所の奇聞二百有餘、皆是れ現代實業家の珍談奇聞にして滑稽洒落機警
豪放、零丁困頓、勤勉力行、悉く網羅して又遺す所なし、以て驚くべく以て笑ふ
べし、行文縦横、輕快恍として其人を想見せしむ、枕上之を誦し燈下之を讀むに卷
を掩ふに忍びず、眞に天下の珍本也

98
38



95
38

026679-000-5

98-38

満洲案内

今井 忠雄/著

M37

ADD-0370



